



2026-2035

第2次吉野川市環境基本計画

豊かな自然と田園、生活の場が調和する快適なまち



吉野川市

近年、地球温暖化の進行による気候変動の影響は、豪雨災害や猛暑の増加など、私たちの暮らしに身近な課題として現れています。また、資源循環の推進や生物多様性の保全など、環境を取り巻く課題は多様化し、その重要性はますます高まっています。

本市は、吉野川や江川の清流、高越山をはじめとする豊かな自然環境に恵まれた地域であり、これらの貴重な環境を守り、将来の世代へ引き継いでいくことは、今を生きる私たちの重要な責務であります。

このような状況を踏まえ、本市では「第2次吉野川市環境基本計画」を策定いたしました。本計画は、吉野川市環境保全条例の理念に基づき、本市の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の方向性を示すものであり、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら協働して環境保全に取り組むための基本的な指針となるものです。

本計画では、「みんなが環境保全の主役となるまち」「だれもが住みやすく、安全で安心して暮らせるまち」「美しい自然と景観に囲まれたまち」「地球にやさしいまち」を基本目標として掲げ、生活環境の保全、自然環境との共生、循環型社会の実現など、総合的な環境施策を推進してまいります。

また、本市では令和7年11月に「吉野川市環境センター」が新たに稼働し、ごみの適正処理と資源循環の推進を担う重要な拠点として、本市の環境行政を支える基盤が整いました。今後は、この施設の活用を通じて、ごみの減量化や資源の有効利用を一層進め、環境負荷の少ない持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様ならびに関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後とも本市の環境行政への一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8（2026）年3月

吉野川市長 原井 敬

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1.計画策定の背景・目的	2
2.計画の位置づけ	3
3.計画の期間	3
4.計画の対象とする環境の範囲	4
5.計画の対象地域	4
6.計画の主体と役割	4
7.計画の構成	5
第2章 環境の現状と課題	6
1.吉野川市の現状と課題	7
2.環境施策の実施状況	36
3.第1次吉野川市環境基本計画の主な取り組み	37
第3章 将来の環境像	39
1.望ましい環境像	40
2.基本目標	41
3.施策体系	43
第4章 環境施策	44
1.13の環境施策	45
2.個別の環境施策	49
3.目標とする指標	58
第5章 計画の推進	59
1.計画の推進体制	60
2.計画の進捗管理	61
第6章 資料編	62

01

計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景・目的

吉野川市（以下「本市」）は、平成16（2004）年10月の鴨島町、川島町、山川町、美郷村の4町村合併による行政区域の拡大とともに、多様な自然環境、歴史風土、文化を持つ市になりました。本市が直面する様々な環境問題に対応するため、平成28（2016）年3月に合併後にはじめて、第1次吉野川市環境基本計画を策定しました。計画策定から10年が経過し、本市の現状や社会情勢の変化等を踏まえ、第2次吉野川市環境基本計画を策定することとしました。

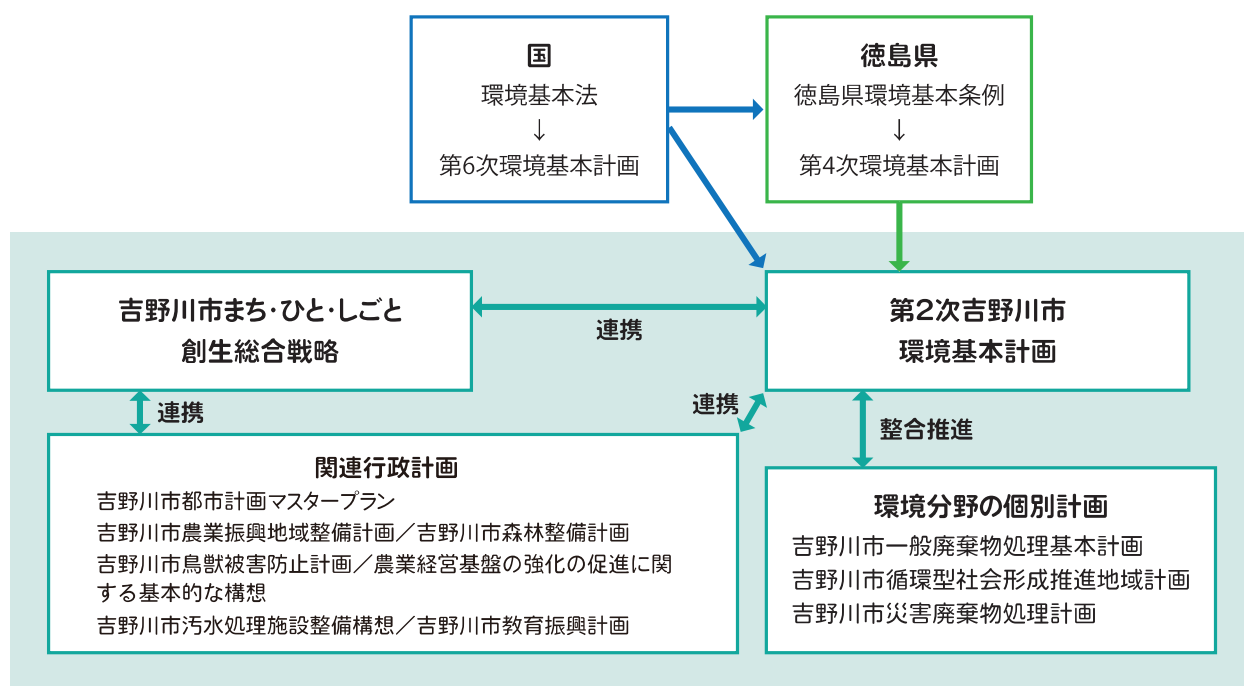
本計画は、吉野川市環境保全条例の理念にのっとり、本市の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるとともに、これらの施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

基本理念	
環境の保全は、現在及び将来の市民の良好な環境が確保されるよう推進されなければならない。	環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的な循環型社会が構築されるよう推進されなければならない。
環境の保全は、日常生活及び事業活動において、地域の環境はもとより、地球環境にも配慮した自発的な取り組みによって推進されなければならない。	環境の保全は、市、事業者及び市民の協働により推進されなければならない。

2. 計画の位置づけ

環境基本計画は、環境に関する総合的な計画として、吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び各種計画と整合・連携を図るものとします。

また、令和6（2024）年5月に閣議決定された国の第6次環境基本計画をはじめ、徳島県の第4次環境基本計画などの関連計画との整合にも留意します。



3. 計画の期間

吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略や他の関連計画との整合を図るため、目標年次は令和17（2035）年度、計画期間は10年間とします。なお、本計画は、計画期間中においても、取組の状況や社会情勢の動向を踏まえて、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

計画区分	計画期間	
第1次吉野川市環境基本計画	10年	平成28(2016)年~令和7(2025)年
第2次吉野川市環境基本計画	10年	令和8(2026)年~令和17(2035)年

4. 計画の対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、地域環境としての「生活環境」「自然環境」「快適環境」とそれらを支える「地球環境」とします。

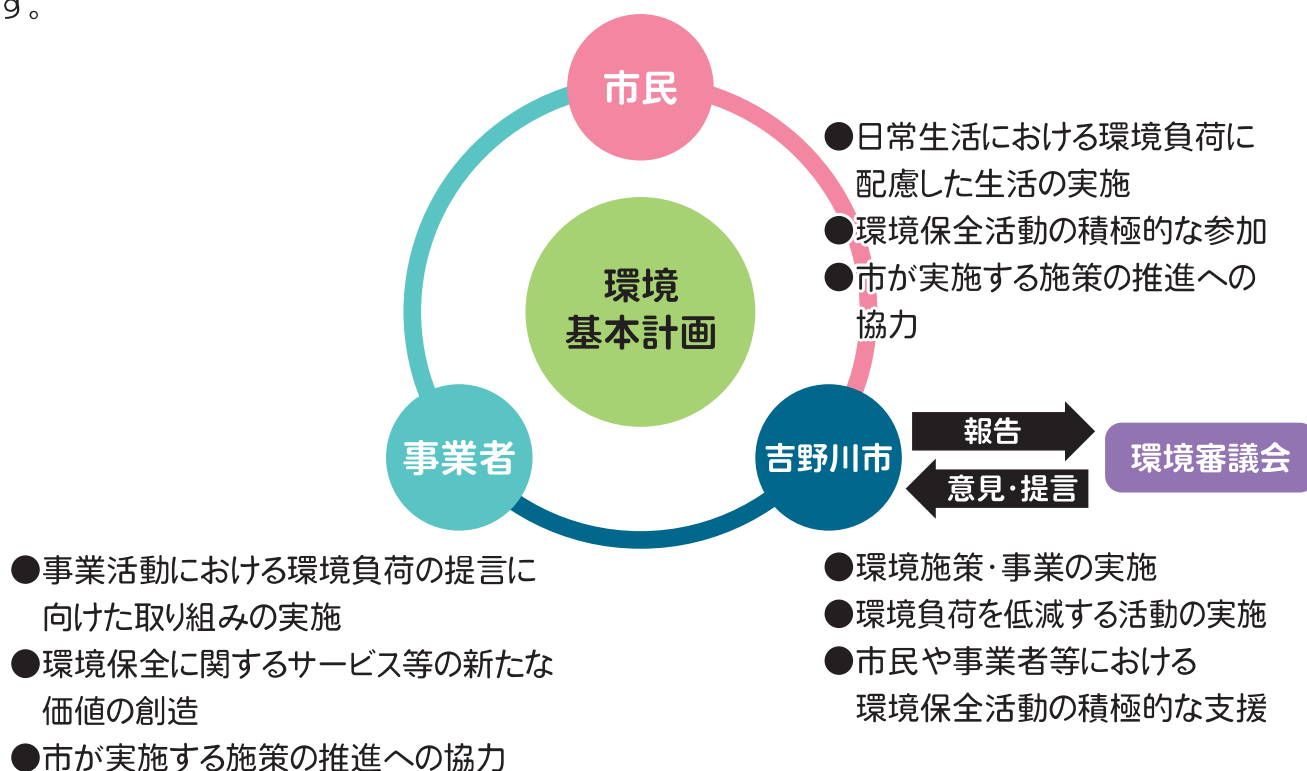
環境範囲	環境の要素
生活環境	水質、大気、悪臭、騒音・振動、土壌、有害化学物質など
自然環境	気象、地形・地質、動植物、自然景観、土地利用など
快適環境	土地利用、都市環境、交通、景観、歴史的文化遺産など
地球環境	地球温暖化、エネルギー、廃棄物など

5. 計画の対象地域

計画の対象地域は、吉野川市全域とします。

6. 計画の主体と役割

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、吉野川市の各主体が共通認識と連携のもと、それぞれの立場で役割を分担して、自主的・積極的に行動、協力して取り組むものとしします。



7. 計画の構成

本計画は、第1章から第5章までの本編と第6章の資料編で構成します。

第1章	計画の基本的事項	・計画策定の背景・目的 ・計画の位置づけ ・計画の期間 ・計画の対象とする環境の範囲 ・計画の対象地域 ・計画の主体と役割 ・計画の構成
第2章	環境の現状と課題	・吉野川市の現状と課題 ・環境施策の実施状況 ・第1次吉野川市環境基本計画の主な取り組み
第3章	将来の環境像	・望ましい環境像 ・基本目標 ・施策体系
第4章	環境施策	・13の環境施策 ・個別の環境施策 ・目標とする指標
第5章	計画の推進	・計画の推進体制 ・計画の進捗管理
第6章	資料編	・策定体制 ・吉野川市環境保全条例 ・環境基準 ・用語集

02

環境の現状と課題

第2章 環境の現状と課題

1. 吉野川市の現状と課題

(1)位置・地勢

本市は、「四国三郎」と呼ばれる吉野川の中流域南岸に開けた、総面積144.14km²の市です。北は吉野川を境にして阿波市と、東から南は名西郡、西は美馬市に隣接し、市域の南部は、四国山地の北側にあたる山地で、高越山をはじめとする急峻な山々が連なっています。

また、県庁所在地の徳島市へは一般国道192号とJR徳島線でつながり、徳島阿波おどり空港や高松空港、徳島自動車道の脇町IC・土成ICが約30km圏内にあり、高速交通網へのアクセス利便性が高い状況にあります。

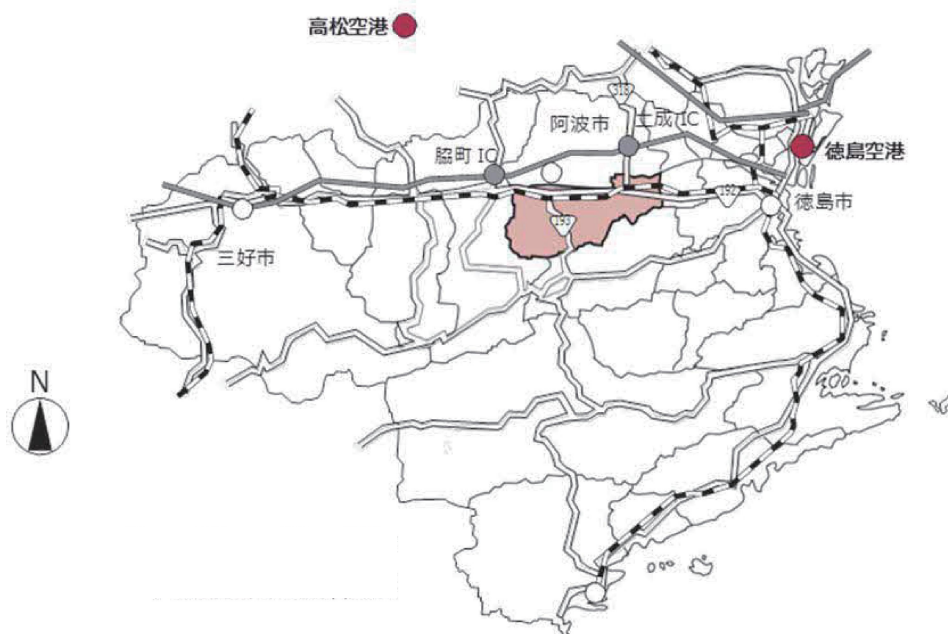


図2-1 吉野川市の位置

(2)生活環境

2-1) 水質

①公共用水域

環境基本法では、水質汚濁に関して「人の健康の保護に関する環境基準」〔健康項目〕と「生活環境の保全に関する環境基準」〔生活環境項目〕を定めています。健康項目は、河川などのすべての公共用水域に一律に基準が定められており、生活環境項目については、水域ごとに利水目的に応じて類型を定め、類型ごとの基準値を設定しています。

河川では、生活環境項目の汚れの指標であるBODにより、環境基準の評価を行っていますが、市内では吉野川水域がA類型に指定されています。しかし、吉野川市内には公共用水域の水質測定地点がないため、吉野川の上流「脇町潜水橋」と下流「高瀬橋」の水質を示します。いずれの地点も環境基準を達成しています（図2-2）。

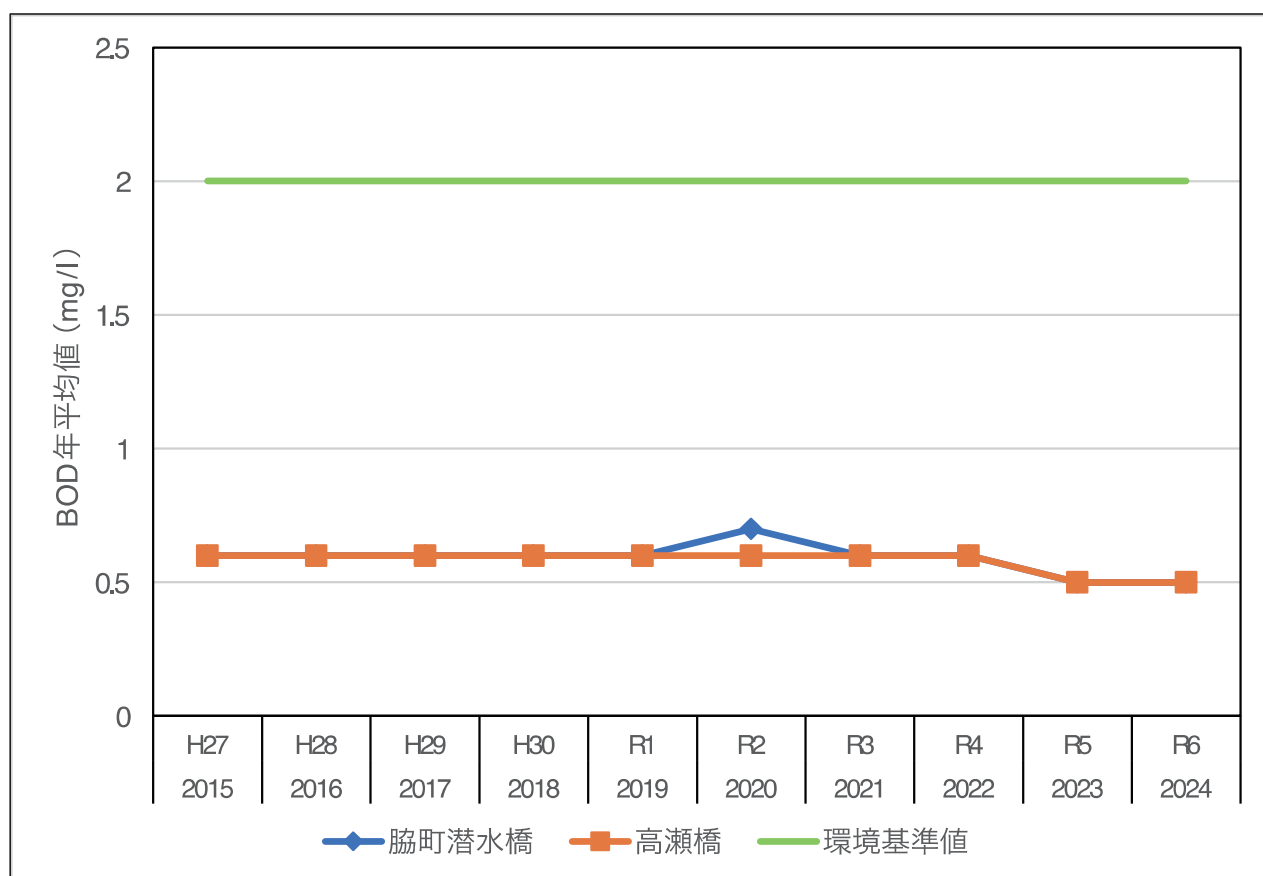


図2-2 生物学的酸素要求量(BOD)濃度の経年変化
出典：公共用水域水質測定結果（徳島県）より作成

本市が実施している水質調査結果（BOD）を以下に示します（図2-3）。

江川（鴨島新橋）、桑村川、川田川、岩屋谷川は、近年、1.0mg/l以下と特に良好な水質を維持しています。やや水質の悪化が見られた学島川、ほたる川についても近年、水質が良好になってきています。

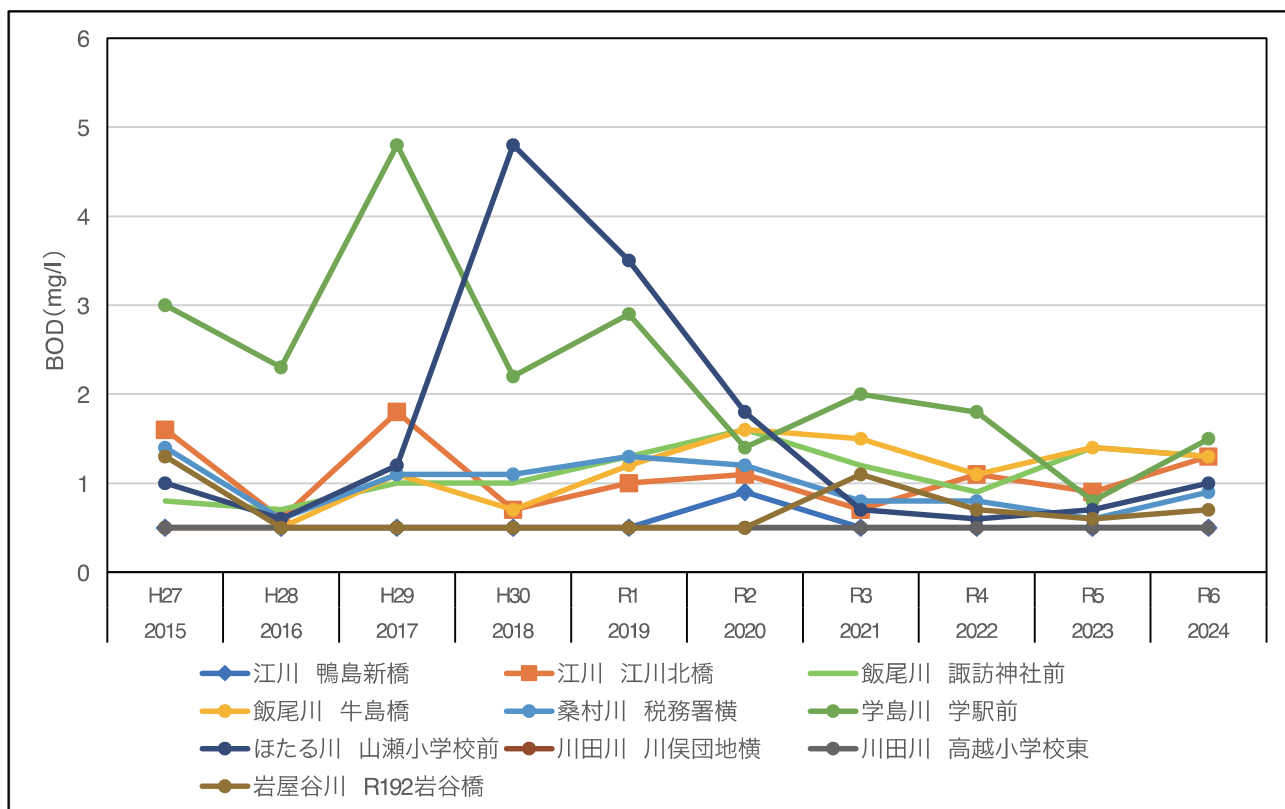


図2-3 生物学的酸素要求量(BOD)濃度の経年変化
出典:河川水質調査結果(吉野川市)より作成

②汚水処理人口普及率

本市の汚水処理人口普及率は令和6（2024）年度末現在で77.2%となっています。内訳は下水道処理人口普及率53.5%、農村集落排水等整備率5.1%、浄化槽人口普及率18.6%となっています。この普及率は、徳島県の69.6%は上回っているものの、全国平均の93.7%には達していません（図2-4）。

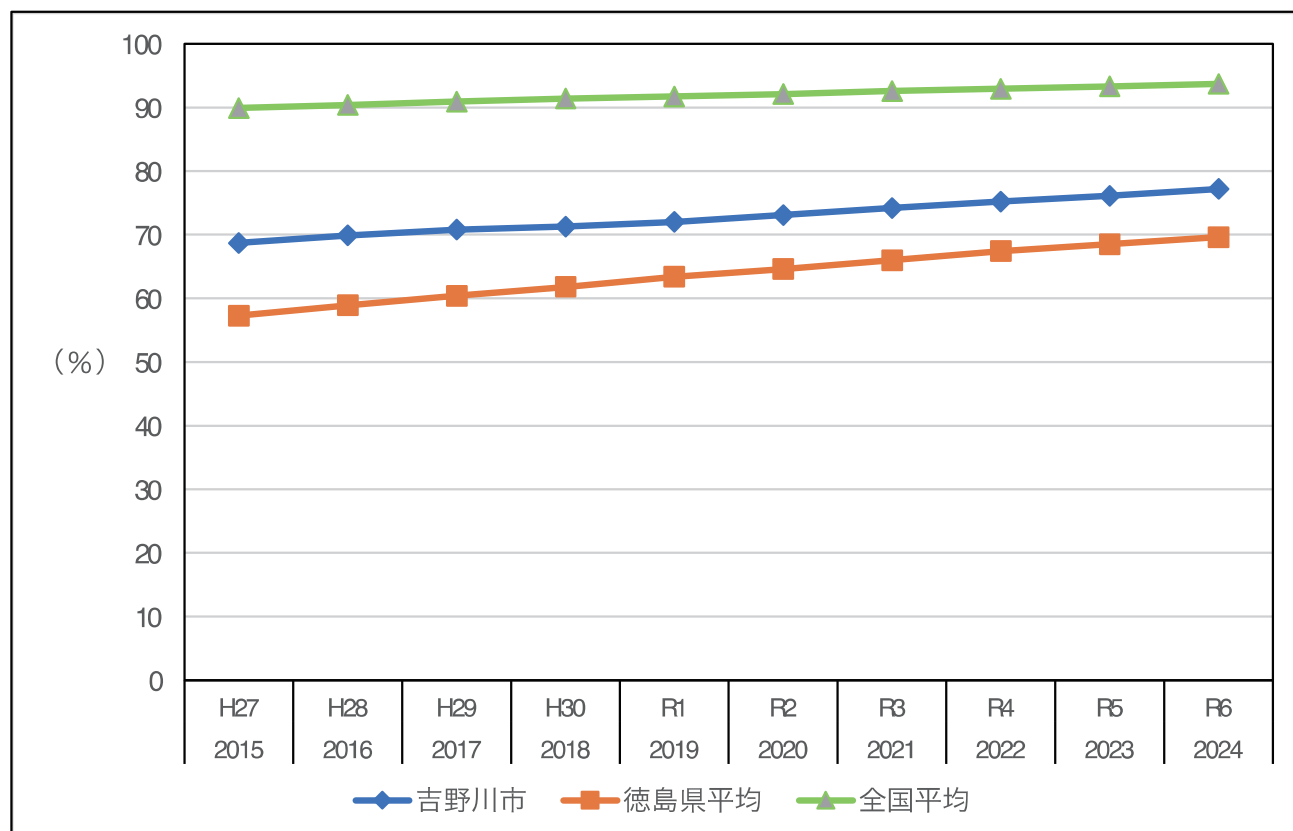


図2-4 汚水処理人口普及率の推移

出典：汚水処理人口普及状況について（環境省）より作成

③地下水・土壌

地下水の水質と土壌については、環境基本法により人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されています。

本市では、地下水の水質について、水質汚濁防止法第16条の規定による測定計画に基づき、徳島県が調査を実施し、汚染状況の監視を行っています。

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度に市内において、以下の5点で地下水調査が実施されており、継続監視調査地点の1地点でR3、R5、R6年度の調査において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準を超過が確認されています（表2-1）。

表2-1 地下水調査地点

地点名	用途	調査区分	調査年度
知恵島B	その他	概況調査（定点方式）	R6,R5,R4,R3,R2
牛島	生活用水	継続監視調査	R6,R5,R4,R3,R2
鴨島	その他	概況調査（ローリング方式）	R6, R3
西麻植・山田	その他	概況調査（ローリング方式）	R4
山路A	その他	概況調査（ローリング方式）	R2

概況調査（定点方式）：利水的に重要な地域などにおいて、重点的に汚染の発見又は濃度の推移などを把握するための調査

概況調査（ローリング方式）：新たな地下水汚染を発見するための調査

継続監視調査：過去の概況調査（ローリング方式）で環境基準の超過が確認され、継続的に濃度の推移などを把握するための調査

土壌については、工場跡地などで土壌汚染の可能性がある場合などについては、土壌汚染対策法に基づき、土地の所有者に対する汚染状況の調査・報告や汚染の除去などが規定されています。

なお、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等は市内にはありません。

2-2) 大気

大気汚染物質は、環境基本法により維持することが望ましい指標として環境基準が定められています。本市域には、一般的な大気汚染の状況を把握するための一般環境大気測定局〔一般局〕が1箇所設置されています。

本市の大気環境は良好な状態にあり、環境基準を達成しています（表2-2）。

表2-2 二酸化窒素の観測結果

年度	日平均の最高値 (ppm)	環境基準値	達成状況
令和2(2020)年	0.013	1時間値の1日平均値が 0.04から0.06ppmの ゾーン内またはそれ以下	すべての年度で達成
令和3(2021)年	0.009		
令和4(2022)年	0.011		
令和5(2023)年	0.013		
令和6(2024)年	0.008		

出典：徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状態についてより作成

光化学オキシダントは、各年度で年間に181時間～298時間、環境基準値を超過していますが、昼間の1時間値の年平均値は0.033～0.035ppmとなっています（表2-3）。

表2-3 光化学オキシダントの観測結果

年度	昼間の1時間値の 年平均値(ppm)	環境基準値	達成状況 環境基準を超えた時間
令和2(2020)年	0.034	1時間値が 0.06ppm以下	298時間
令和3(2021)年	0.033		241時間
令和4(2022)年	0.033		251時間
令和5(2023)年	0.035		202時間
令和6(2024)年	0.034		181時間

出典：徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状態についてより作成

2-3) 騒音・振動

①一般環境騒音

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい音の大きさとして、地域の類型及び時間の区分ごとに騒音の環境基準が設定されています。騒音・振動の環境基準値を資料編に示します。

本市での一般環境騒音の測定地点はありません。

②道路交通騒音

道路交通騒音について、市域のうち、交通量の多い幹線道路沿いにおいて騒音測定を実施しています。自動車騒音については、騒音規制法により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれるとき、県公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路構造の改善などの対策をとるよう要請できる要請限度値が定められています。

国立環境研究所が公開している環境GIS+によれば、本市における自動車騒音の環境基準達成状況は、一般国道192号の吉野川市山川町前川～吉野川市川島町三ツ島間で80%～95%、その他の観測区間では95～100%となっています（図2-5）。

自動車騒音常時監視

環境基準達成状況

昼間

自動車騒音_環境基準達成状況_昼間_全体

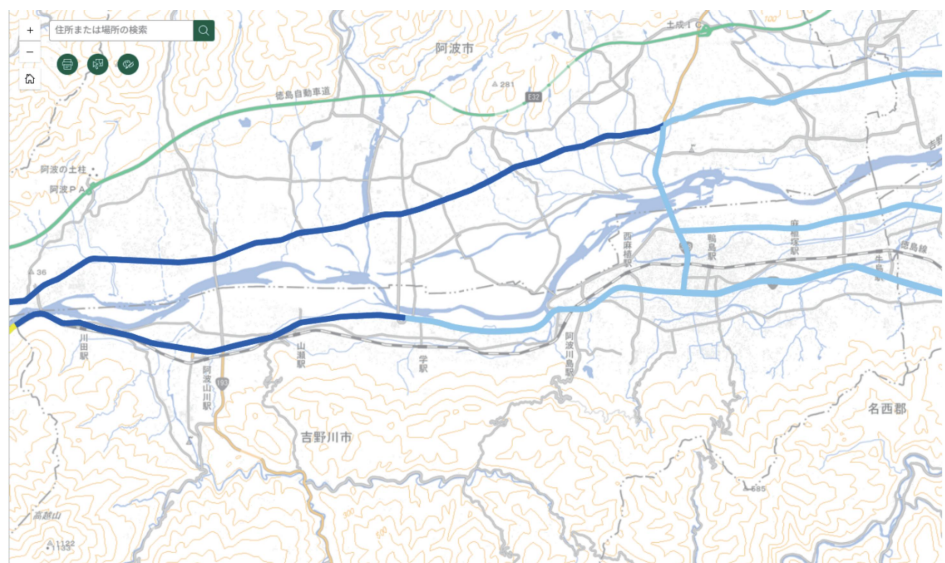


図2-5 自動車騒音常時監視 環境基準達成状況

出典:国立環境研究所 環境展望台 環境GIS+

2-4) 有害化学物質

①ダイオキシン類

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により、大気・水質などに環境基準が設けられています。徳島県では、県内のダイオキシン類による汚染状況を把握するため、毎年度、大気・河川水・海水・底質・土壌・地下水について調査を実施しています。令和2（2020）年度から令和6（2024）年度において徳島県内すべての地点、事業者の自主的な測定において基準を達成しています。

また、令和7（2025）年11月より稼働した吉野川市環境センターでは、ダイオキシン類対策特別措置法の法規制値より厳しい自主規制値を設定し、維持管理を行っています。

②PRTR法による化学物質の管理

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）によって、事業者はどのような化学物質がどこからどれだけ環境中に排出されているか自ら把握することになり、より化学物質の管理の改善や排出の抑制が求められています。

本市で届け出のあった事業所は年度ごとに10から12事業所となっています（表2-4）。

表2-4 PRTR法に基づく届け出数

年度	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
事業所数	12	12	11	10	11

出典：徳島県における化学物質排出状況より作成

(3)自然環境

3-1) 気象

本市の気候は温暖で平均気温は約16℃、年降水量は1,400mm 前後で晴天が多い地域です。また、山間部は平野部に比べ日照時間は短く気温も冷涼となっています。

国土交通省の平野部の山川観測所(山川町大塚)と山間部の種野観測所(美郷川俣)における過去10年(2015年~2024年)の年降水量の推移を以下に示します。10年間の平均年降水量は山川1,322mm、種野1,575mmで平野部よりも山間部で多くなっています(図2-6)。

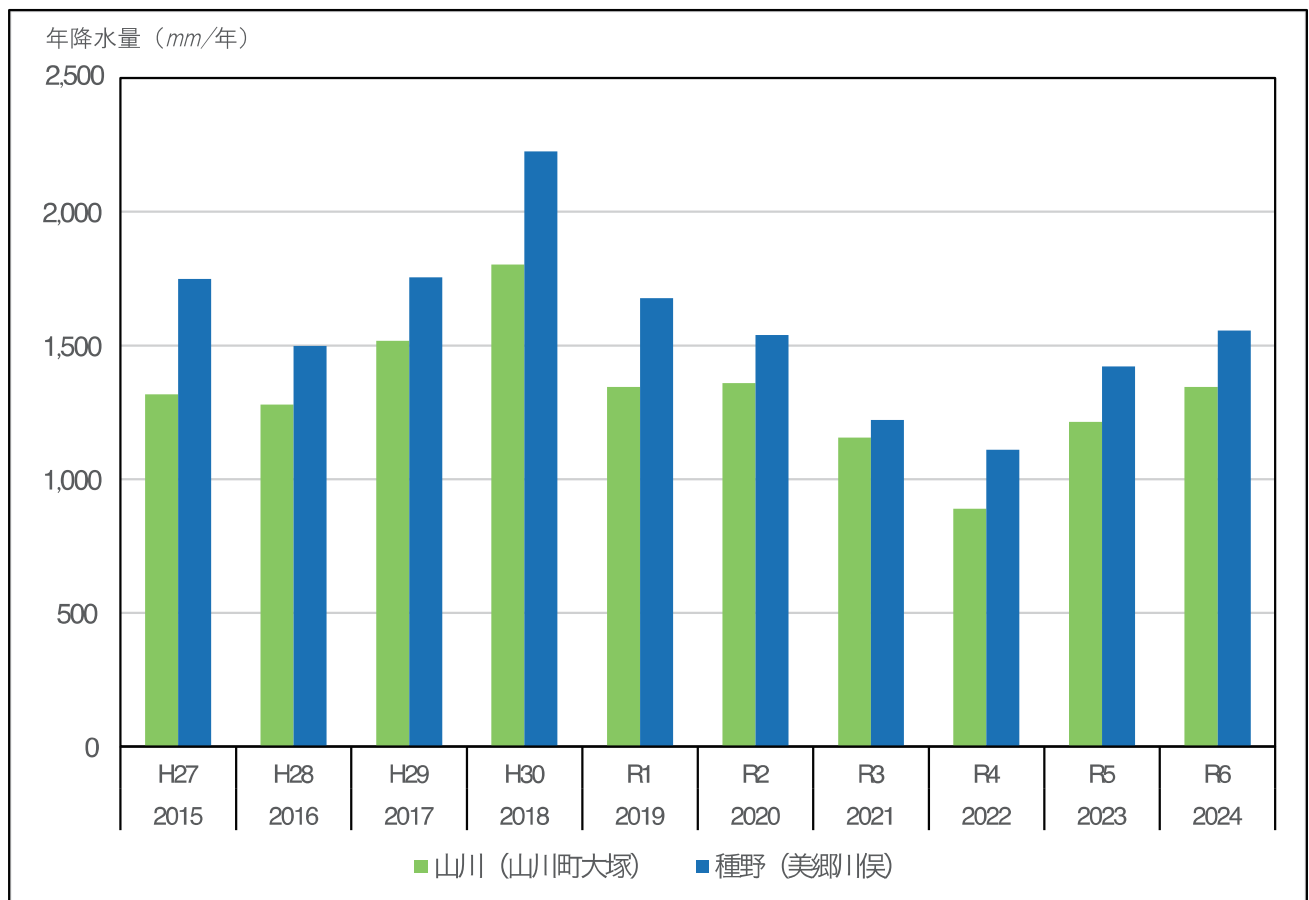


図2-6 年降水量の推移

出典:国土交通省水文水質データベースより作成

3-2) 地形・地質

本市は、中央構造線に沿って流れる吉野川の南側にあって、吉野川平野の南縁・四国山地の北縁部に位置しており、市内の平地～山麓地には、第三～第四紀の吉野川の堆積物が分布しています。山地には、三波川変成岩類結晶片岩層が分布しており、高越山をはじめとする標高1,000mを越える稜線が広がっています。これらの山々を水源とする飯尾川・桑村川・学島川・川田川などが本市の北辺を東流し、吉野川に合流しています。地質構造上は、西南日本外帯に属しています。

阿波学会紀要58号によると、美郷地区には、山地斜面に多数の地すべり地形が分布しますが、高越山の北麓には少ない状況です。山地には、高越鉱山をはじめ、銅などを採取していた鉱山跡が点在しています。また、山川地区の川田川の下流域には、幅の狭い低地が広がっており、河道に沿った沖積低地と、それより高い段丘地形からなります。段丘地形は、沖積低地からの比高が異なる数段の段丘面に区分できます。

表2-5 天然記念物(地質鉱物)

指定	名称	所在地
県指定天然記念物	江川の水溫異常現象	鴨島町知恵島

江川の水溫異常現象

吉野川市鴨島町知恵島にある「江川湧水源」は、環境省の「名水百選」に認定された湧水です。県の天然記念物でもあるこの水源の最大の特徴は、夏は10度前後と冷たく、冬は20度以上と温かい「異常水温」にあり、全国的にも極めて珍しい現象です。

この現象の要因は、川島より下流の吉野川右岸に広がる川砂利層にあります。停滞した河川水が季節ごとの温度変化を保ったまま、地下の定温層を約半年かけて移動し、湧水として地表に現れるためと考えられています。

この貴重な水辺を守るため、NPO法人江川エコフレンドが2000年から定期的に清掃や除草活動を行っています。地域の人々や中学生等の手によって美しく保たれた親水公園は、今も地域住民の憩いの場となっています。



江川湧水源

3-3) 動植物・自然景観資源

①植物

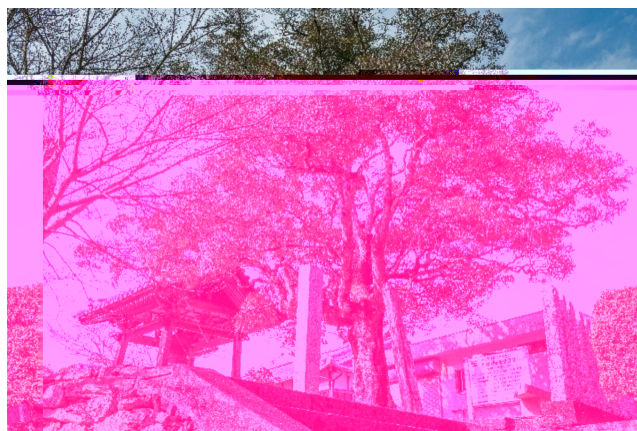
本市における注目すべき植物として、天然記念物に指定されている植物、環境省選定の特定植物群落を示します（表2-6、表2-7）。

表2-6 天然記念物（植物）

指定	名称	所在地
国指定天然記念物	船窪のオンツツジ群落	山川町奥野井（船窪つつじ公園）
県指定天然記念物	壇の大クス	鴨島町森藤（若宮神社）
県指定天然記念物	玉林寺のモクコク	鴨島町山路（玉林寺）
市指定天然記念物	井田の大楠	山川町井上（川田八幡神社）
市指定天然記念物	檜平一本杉	美郷字檜平
市指定天然記念物	広幡八幡神社の桧	美郷字栗木（広幡八幡神社）
市指定天然記念物	平八幡神社の銀杏	美郷字平（平八幡神社）
市指定天然記念物	椋の大木	美郷字奥分
市指定天然記念物	大椋	美郷字下城戸
市指定天然記念物	イフヒトデの群落	川島町栞村、山田
市指定天然記念物	栞村王子神社のカシ林	川島町栞村（栞村王子神社）
市指定天然記念物	西川田の大クス	山川町槻原
市指定天然記念物	川島神社のイブキ	川島町川島（川島神社）



壇の大クス



玉林寺のモクコク

表2-7 特定植物群落（環境省選定）

件名	選定基準
高越山のブナ林	原生林もしくはそれに近い自然林
船窪のツツジ科低木林	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
ボロボロ滝のケヤキ林	原生林もしくはそれに近い自然林
敷島神社のコジイ林	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

②動物

本市における注目すべき動物として、「美郷のホタルおよびその発生地」が国指定天然記念物に指定されています。美郷ではゲンジボタルをはじめ、ヘイケボタル、ヒメボタル、オバボタル、オオマドボタルの5種類が確認されています。

また、国指定特別天然記念物であるニホンカモシカを目撃情報が、山川町や美郷地区の山間部で特に多く寄せられています（表2-8）。

表2-8 天然記念物（動物）

指定	名称	所在地
国指定天然記念物	美郷のホタルおよびその発生地	美郷全域
国指定特別天然記念物	ニホンカモシカ	地域を定めない

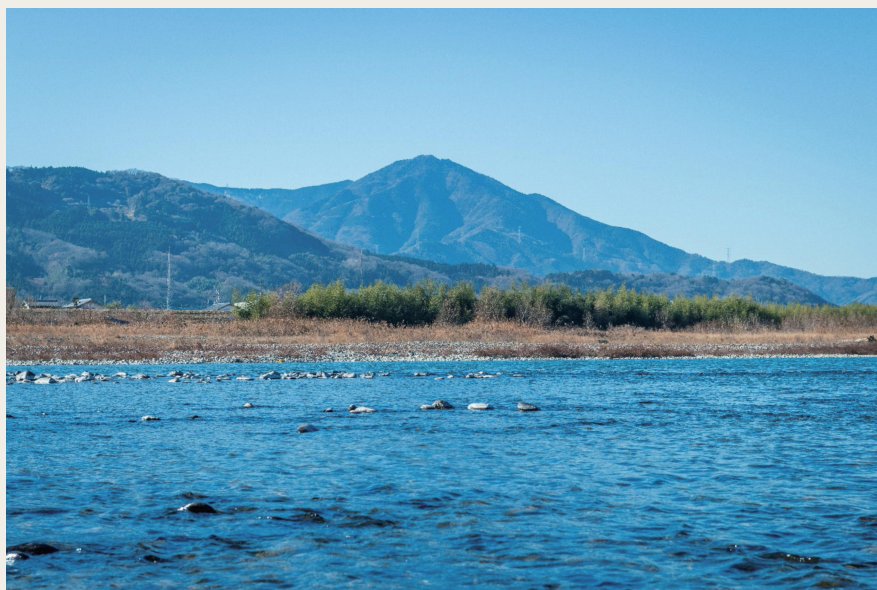


美郷のホタルおよびその発生地

信仰の山「オコーツァン」

吉野川市山川町にそびえる高越山は、その美しい姿から「阿波富士」と呼ばれ、古くから「オコーツァン」の愛称で親しまれる信仰の山です。標高1,133メートルの山頂には、弘法大師も修行したと伝わる高越寺があり、かつては修験道の道場として栄えた厳かな空気が今も漂っています。

この山は豊かな自然の宝庫でもあります。特に国の天然記念物「船窪のオンツツジ群落」では、5月中旬から下旬にかけ、高さ5メートルを超える約1,200株の巨樹が山肌を朱赤色に染め上げます。



吉野川左岸より高越山を望む



船窪のオンツツジ群落

写真:吉野川市の文化財

むらの「宝」

吉野川市美郷エリア。ここは、豊かな自然と人々の暮らしが調和した「日本の原風景」が今も息づく美しい里山です。

美郷の象徴は、四国で唯一、国の天然記念物に指定されている「美郷のホタル」です。5月下旬から6月中旬にかけて、川田川一帯を無数の光が舞う光景は幻想的です。

もう一つの見どころが「高開（たかがい）の石積み」です。300年以上前の江戸時代から続く、急斜面に築かれた幾重もの石垣は「にほんの里100選」にも選ばれています。

美郷は全国初の「梅酒特区」に認定されており、「梅酒まつり」が開催される梅の里でもあります。これらの貴重な地域資源を次世代に残すため、NPO法人美郷宝さがし探検隊、NPO法人Tane等が活動しています。地域の人々によって守られ、未来へ継承される美郷の「宝」を巡る、四季折々の自然体験も魅力です。



川田川の清流



高開の石積み

③自然景観資源

本市における注目すべき自然景観資源として、市指定名勝、環境省選定の自然景観資源及び生物多様性保全上重要な里地里山を示します（表2-9、表2-10、表2-11）。

表2-9 市指定名勝

市指定名勝の名称	所在地
母衣暮露 (ぼろぼろ) 滝	美郷字小竹
水神の滝	川島町山田
岩戸神社甕穴 (おうけつ)	山川町岩戸

表2-10 自然景観資源 (環境省選定)

自然景観資源名	名称
峡谷、溪谷	名越峡
河成段丘	川田川右岸段丘
滝	水神の滝
滝	母衣暮露 (ぼろぼろ) 滝

表2-11 生物多様性保全上重要な里地里山 (環境省選定)

選定地の名称	選定理由
善入寺島	吉野川河口から約30kmの地点に位置し、広さ約500ha、河川内最大の川中島である。輪中があり、昔は3,000人もの人々が生活していたが、現在は広大な農作地となっており、県では数カ所でのみ確認されていないアメンボの一種が生息している。また、流路沿いはナベツルの飛来、生息が確認されている。
大神高開地区	四国山地に囲まれた美郷大神地区に位置する、急傾斜地に石積みの石垣の残る山村集落である。石積みの耕作地を中心としたモザイク状の土地利用形態が維持されており、石積みが健全に保全されていることから、多様な生物の生息・生育空間として機能している。また、一帯は良好な水辺環境が維持されていることから、ゲンジボタルやヘイケボタルなどが生息しており、美郷地区全体が「美郷のホタルおよびその発生地」として国の天然記念物に指定されている。

出典：生物多様性保全上重要な里地里山（環境省ホームページ）より作成

日本最大級の川中島

吉野川中流に位置する「善入寺島」は、約500haという日本最大級の広さを誇る川中島です。

かつて約3,000人が暮らしたこの地は、治水のため全島民が退去した歴史を持ちます。現在は国の「生物多様性保全上重要な里地里山」や「四国のみずべ八十八カ所」に選定されています。

また、四国霊場10番札所から11番札所へと向かう遍路道があります。島全体が遊水地でありながら広大な畑や季節の花々が広がる景観は、防災・自然保全・農業が共存する貴重な場所です。



チェリーロードより善入寺島を望む

3-4) 土地の利用

本市の土地利用用途割合をみると、森林が6割程度を占めており、田畑が2割弱を占めています。土地利用用途割合の推移をみると、田畑が減少し、建物用地の割合が増加しています（図2-7）。

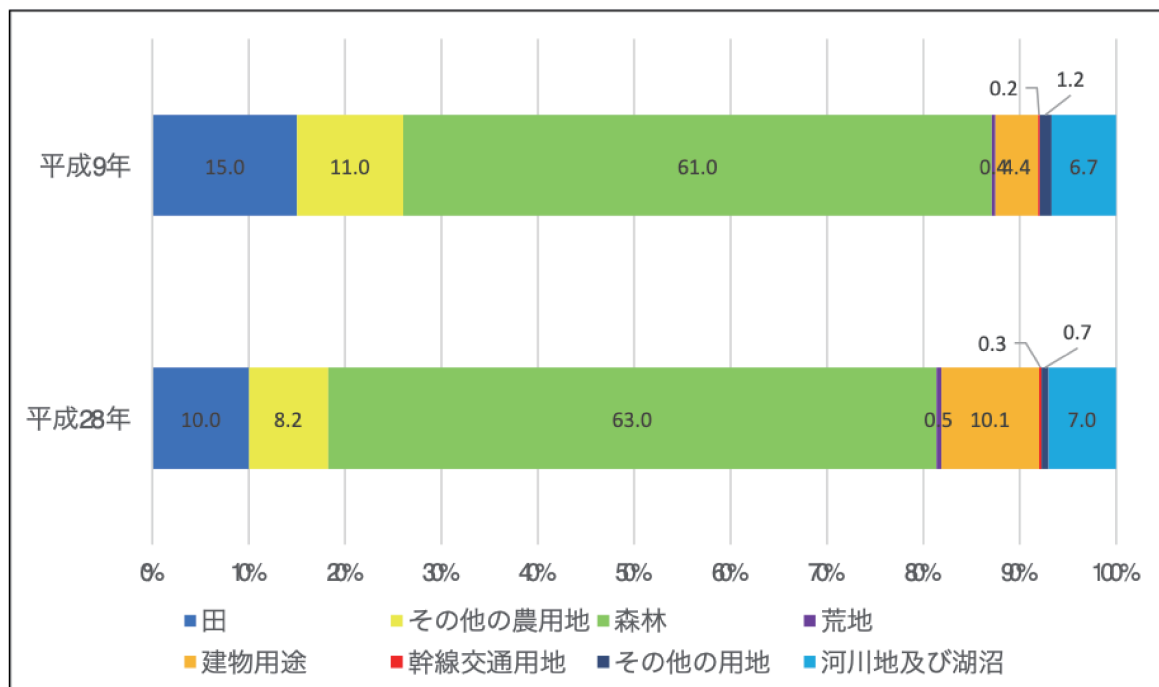


図2-7 土地利用用途の推移

出典：国土数値情報土地利用細分メッシュより作成

本市の耕地面積、林野面積の推移を示します（図2-8、図2-9）。耕地面積は、徐々に減少する傾向が見られ、過去10年で約1割程度の耕地が減少しています。林野面積は、微増傾向で安定して推移しています。

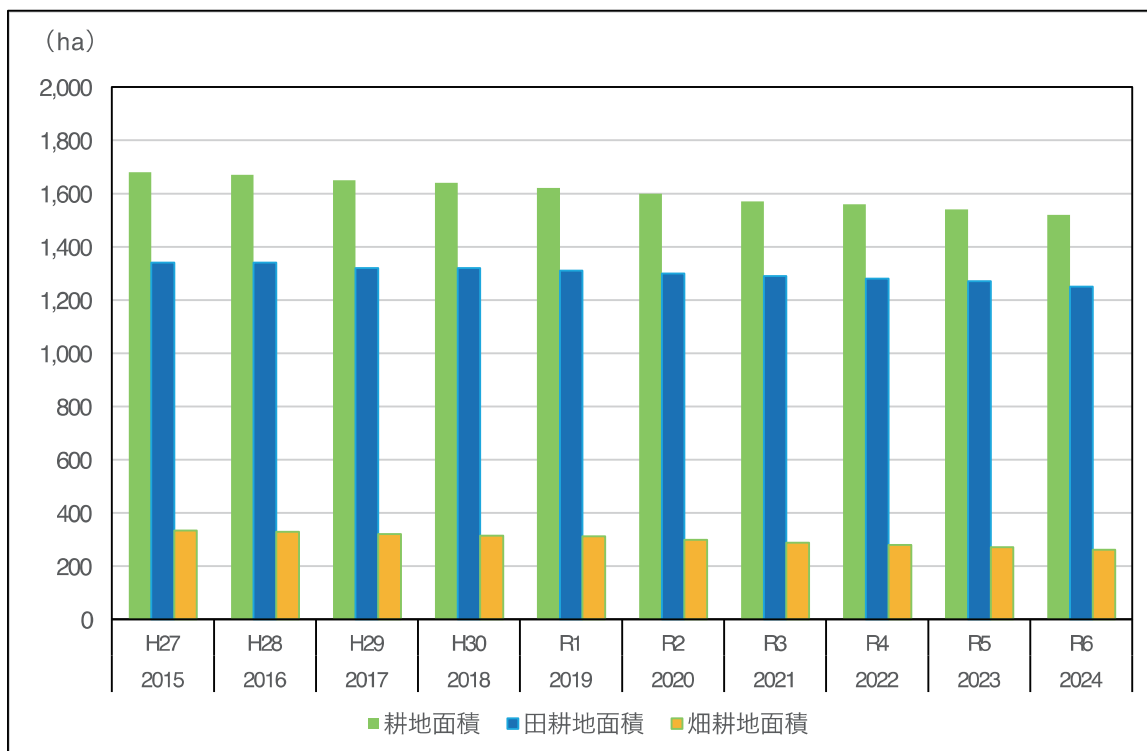


図2-8 耕作面積の推移

出典：作物統計調査市町村別データより作成

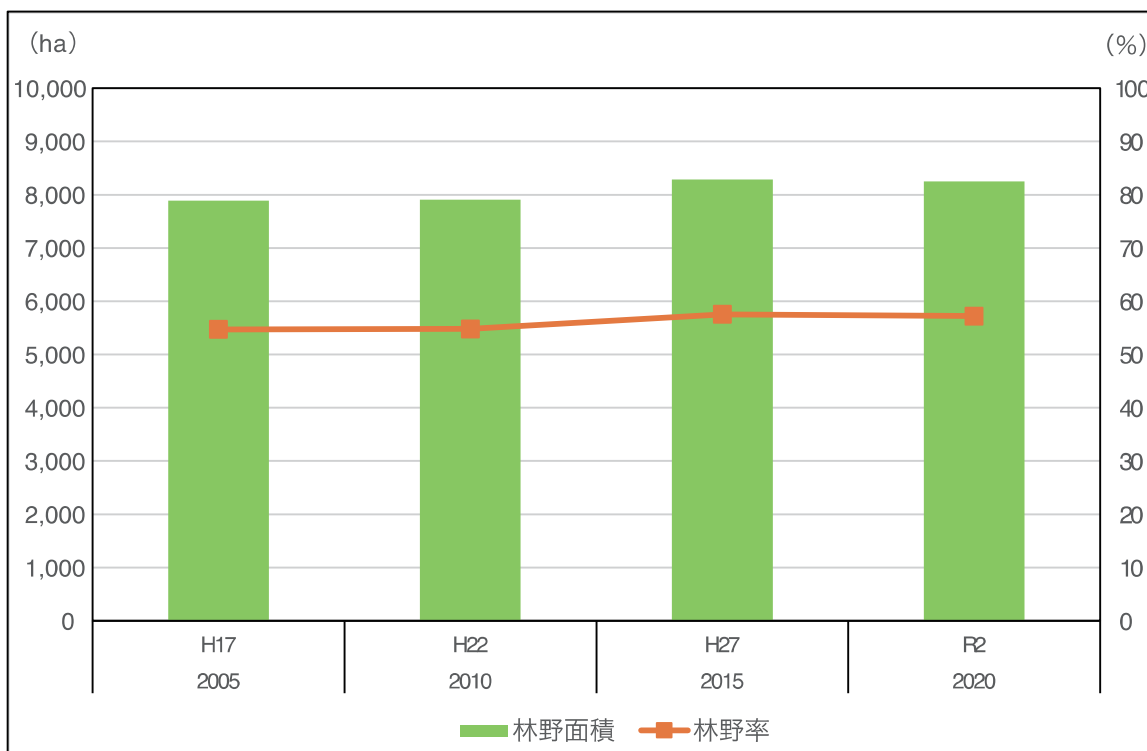


図2-9 林野面積の推移

出典：農林業センサス報告書より作成

(4) 快適環境

4-1) 交通

本市の道路網は、一般国道192号、318号及び193号の主要幹線道路、主要地方道徳島鴨島線等の地域間を結ぶ県道や市道によって形成されています。

公共交通は、鉄道（JR）とバス（徳島バス、吉野川市代替バス）があります。鉄道は東西にJR徳島線が通り、牛島駅、麻植塚駅、鴨島駅、西麻植駅、阿波川島駅、学駅、山瀬駅、阿波山川駅、川田駅の9駅があります。路線バスは徳島バスが運行し、鴨島駅を中心にバス路線が形成されています。また、阿波山川駅を起点に美郷地域までを巡回する吉野川市代替バスも運行されています（図2-10）。

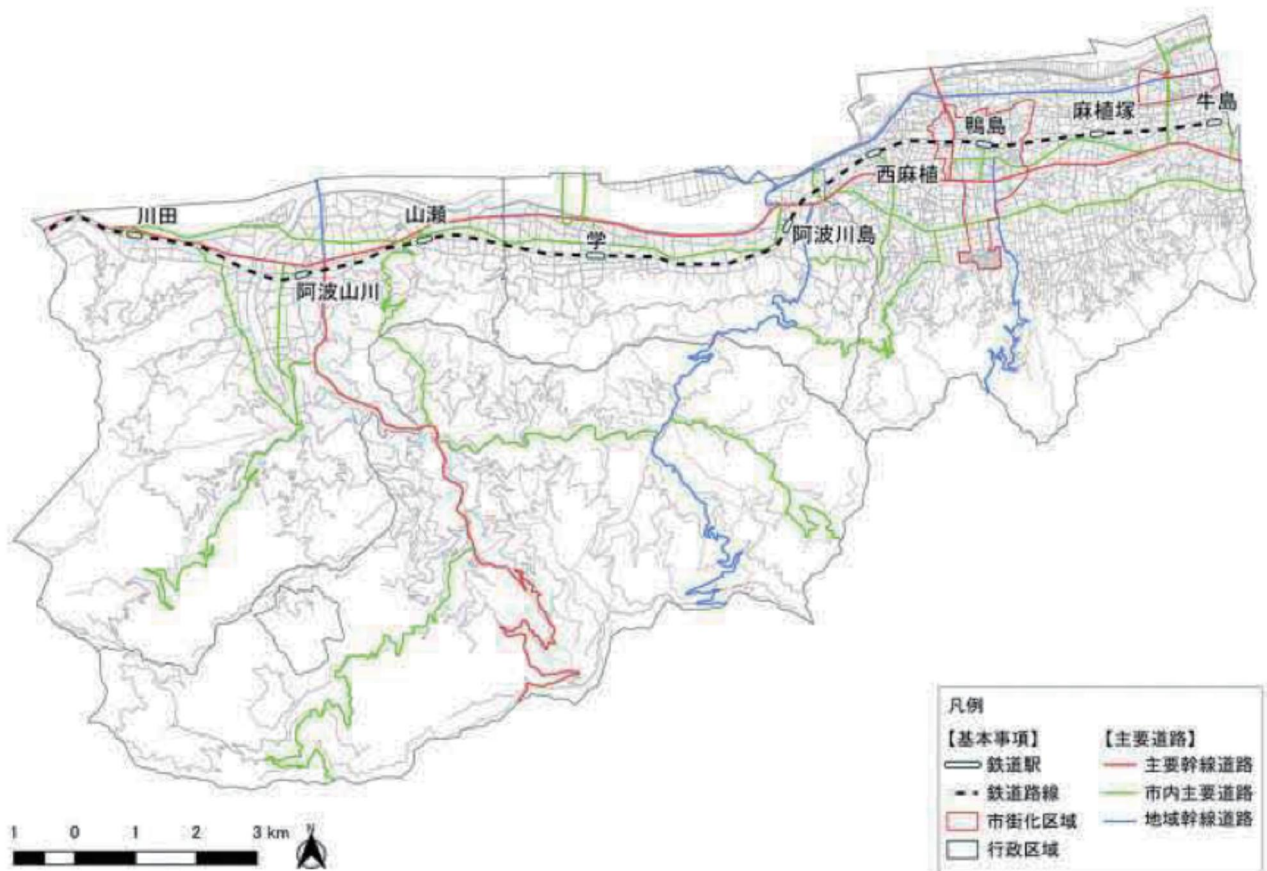


図2-10 市内主要道路状況

出典：吉野川市都市計画マスタープラン

4-2) 公園

本市の都市計画公園は、総合公園が1箇所（向麻山公園）、街区公園が3箇所（西麻植児童公園、喜来児童公園、呉郷公園）で、計画決定面積は22.39ha、供用面積は9,89haとなっています。また、鴨島地域の江川・鴨島公園、川島地域の上桜公園、山川地域のバンブーパーク、美郷地域のふれあい公園等は、市民の憩いの場となっています（図2-11）。

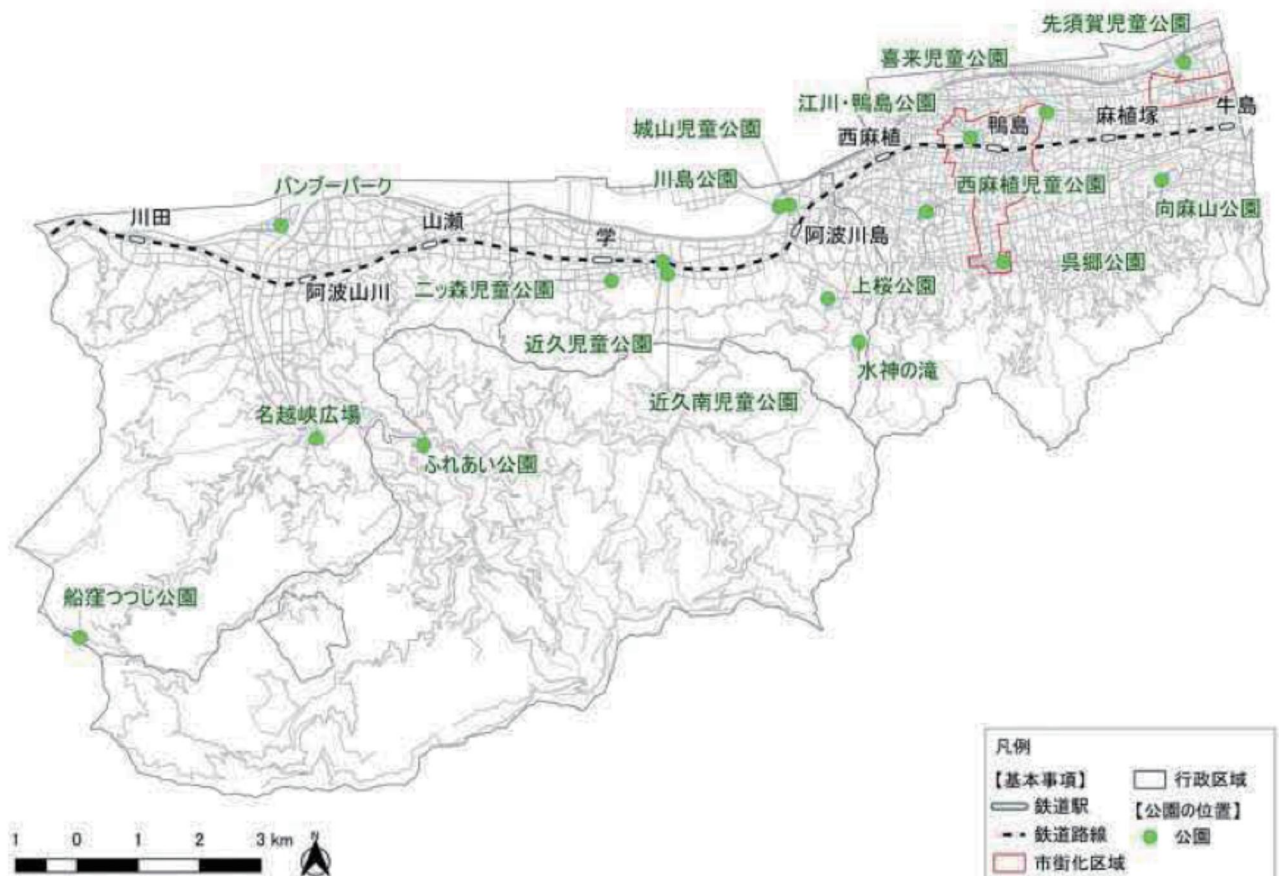


図2-11 公園の整備状況

出典：吉野川市都市計画マスタープラン

4-3) 歴史・文化的景観

本市における注目すべき歴史・文化的景観として、有形文化財（建造物）、指定史跡、無形民俗文化財を示します（表2-12、表2-13、表2-14）。

表2-12 有形文化財（建造物）

指定	名称	所在地
国登録有形文化財	尾崎家住宅石倉	美郷字中谷
国登録有形文化財	西園寺本堂	鴨島町麻植塚(西園寺)
国登録有形文化財	村田旅館本館・蔵	美郷字古土地
市指定有形文化財	東槇山薬師堂	美郷
市指定有形文化財	西麻植八幡神社の太鼓橋	鴨島町西麻植字壇ノ原
市指定有形文化財	西麻植八幡神社の両部鳥居	鴨島町西麻植字壇ノ原
市指定有形文化財	谷の四ツ足堂	美郷字大神

表2-13 指定史跡

指定	名称	所在地
県指定史跡	河辺寺跡	鴨島町敷地
県指定史跡	上桜城跡	川島町栞村字植桜
県指定史跡	川島廃寺跡	川島町川島
市指定史跡	川島城址	川島町川島
市指定史跡	鳶ヶ巣古墳群	川島町栞村
市指定史跡	峯八古墳群	川島町字字峯八
市指定史跡	麻植・美馬郡境石	山川町麻掛
市指定史跡	忌部山古墳群	山川町忌部山
市指定史跡	西の原古墳	山川町西ノ原
市指定史跡	金勝寺古墳	山川町西麓
市指定史跡	芳川顕正伯爵生家跡	山川町川田
市指定史跡	川島焼平窯	川島町栞村

表2-14 無形民俗文化財

指定	名称	所在地
県指定無形民俗文化財	山川町神代御宝踊	山川町川東
市指定無形民俗文化財	平八幡神社奉納獅子舞	美郷字城戸、下浦、穴地、長後地区
市指定無形民俗文化財	牛島雲龍組タタラ	鴨島町牛島
市指定無形民俗文化財	七十五膳の神事	川島町川島（川島神社）
市指定無形民俗文化財	湯神楽の神事	川島町学字八幡（八幡神社）
市指定無形民俗文化財	川田山王子神社百手祭	山川町榎谷
市指定無形民俗文化財	森藤獅子舞	鴨島町森藤

(5)地球環境

5-1) 地球温暖化

①地球温暖化対策の動向

気候変動対策として、世界の平均気温の上昇を産業革命以前（1850年～1900年頃）と比べて「1.5℃以内」に抑えようという「1.5℃目標」の実現が急務となる中、世界の温室効果ガス総排出量は2023年に過去最高を記録しました。一方、日本の2023年度の温室効果ガス排出・吸収量は約10億1,700万トン（CO₂換算）で、前年度比4.2%減、2013年度比では27.1%減と着実に減少しています。この減少要因には、再生可能エネルギーや原子力を合わせた非化石電源比率が3割を超えたことや、省エネの進展が挙げられます。

2050年のネット・ゼロ実現に向け、日本政府は2025年2月に「地球温暖化対策計画」を改定しました。この計画では、2013年度比で「2035年度に60%削減」、「2040年度に73%削減」という野心的な新目標が設定され、日本のNDC（国が決定する貢献）として国連に提出されました。これは「エネルギー基本計画」や「GX2040ビジョン」と一体的に検討され、閣議決定されたものです。米国がパリ協定からの脱退を表明するなどの国際情勢の変化はありますが、日本は脱炭素と経済成長の同時実現を目指しています。

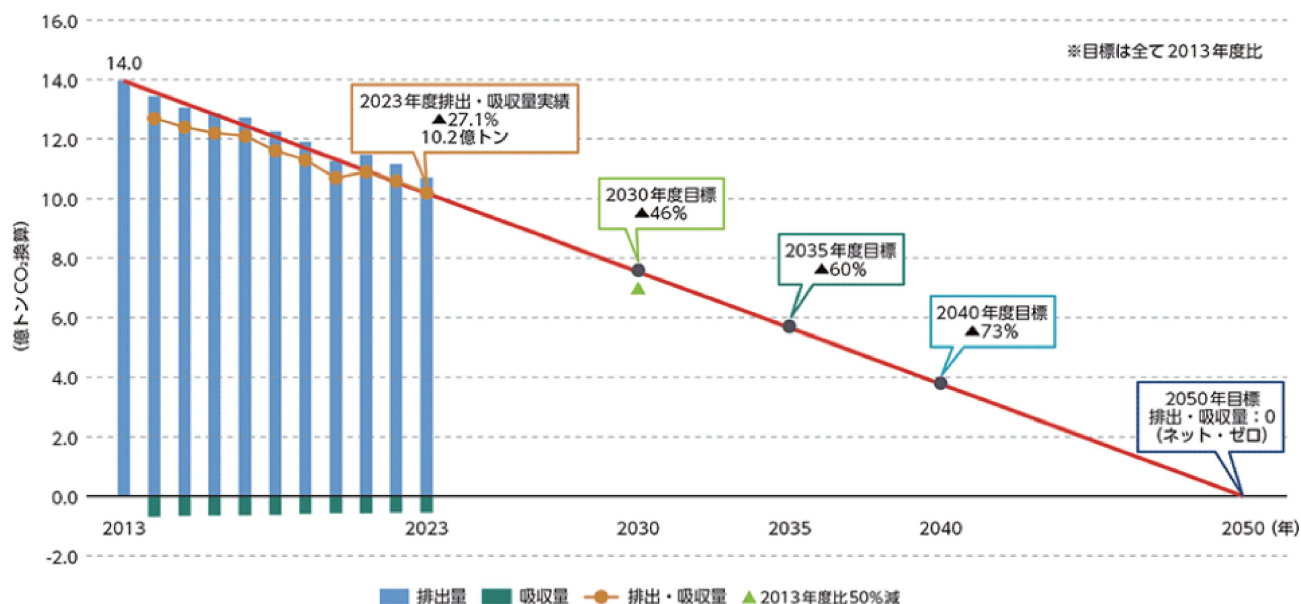


図2-12 我が国の新たな削減目標

出典：環境白書

②市における温室効果ガス排出抑制の取り組み

本市における温室効果ガスの排出抑制に対する取り組みとしては、職員の軽装による勤務の通年化、庁舎内における節電、冷暖房温度の適正化、公用車のエコ運転など、対応できる取り組みを各部署で実施しています。

表2-15 本市における温室効果ガス排出抑制の取り組み

項目
(1) 電気使用量の削減 ①LED照明などエネルギー消費効率の高い機器への切り替え促進 ②常時照明が必要でない場所での人感センサーの設置 ③空調の適正管理 ④晴天時における自然光の活用 ⑤夏期・冬期における適切な服装（エコスタイル）での執務の実施 ⑥エレベーターの利用を極力控えた階段の積極的な利用 ⑦昼休みの消灯や不必要な電灯の消灯徹底 ⑧OA機器の電源をこまめに切ることの徹底 ⑨シャットダウンシステムの活用による職員のパソコン電源の適切な管理 ⑩それぞれの職場で最後に退庁する職員による消灯及び全ての機器の電源が切られていることの確認 ⑪公共施設の新設又は改修の際における太陽光発電等の再生可能エネルギー機器の導入検討
(2) 自動車燃料使用量の削減 ①公用車の購入時における低公害、低燃費自動車の採用 ②急発進、急加速の防止 ③停止時のアイドリングストップの徹底 ④エンジンオイルやオイルエレメントの適切な交換 ⑤給油時等におけるタイヤ空気圧のチェックの実施 ⑥公用車の使用実態を精査し、台数を削減するなど合理化の推進
(3) 廃棄物の削減とリサイクルの推進 ①ごみの分別と減量化の徹底 ②庁内ネットワークの有効活用によるペーパーレス化の推進 ③両面印刷の徹底による用紙使用量の削減 ④コピー機使用後のリセット徹底による不要なコピーの防止 ⑤リサイクル用紙購入の徹底 ⑥使用済み封筒や事務用品等の再利用の推進 ⑦使い捨て容器等の購入自粛
(4) グリーン購入の推進 ①環境保全型製品等の優先的な購入 ②環境負荷の少ない製品及び原材料の選択、環境負荷削減のための資源利用の節約

5-2) 廃棄物

本市のごみ排出量は、令和3（2021）年まで、14,000tを超えて推移していましたが、人口減少やごみ減量化の取り組みにより、近年は減少傾向にあります（図2-13）。

なお、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」によれば、令和5（2023）年度における1人1日当たりの生活系ごみの排出量は677g、1人1日当たりの事業系ごみの排出量は276gとなっています。

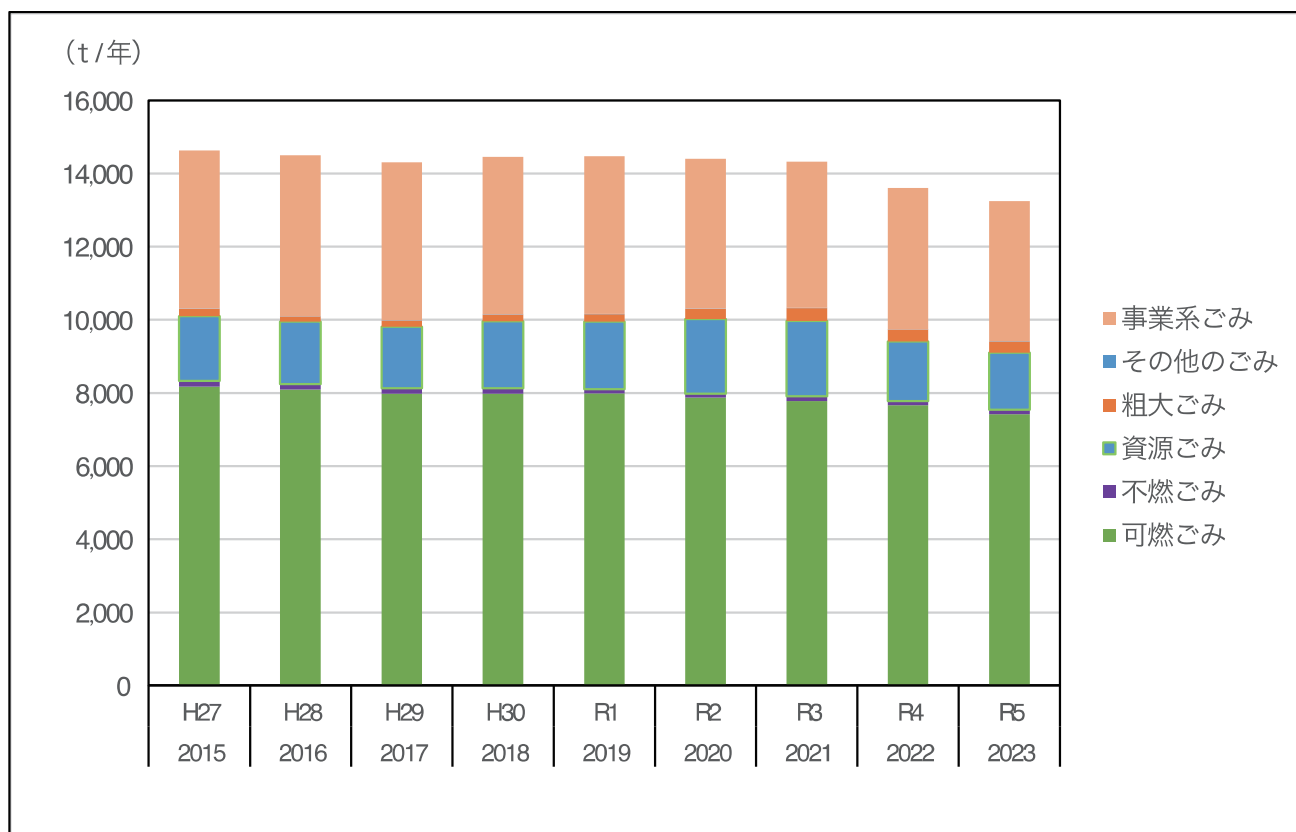


図2-13 ごみの排出量の推移

出典：一般廃棄物処理実態調査結果より作成

1人1日当たりの生活系ごみの排出量は、令和3（2021）年頃より、減少傾向が見られます。また、1人1日当たりの事業系ごみの排出量は、徳島県平均を上回り、ほぼ横ばいで推移しています（図2-14）。

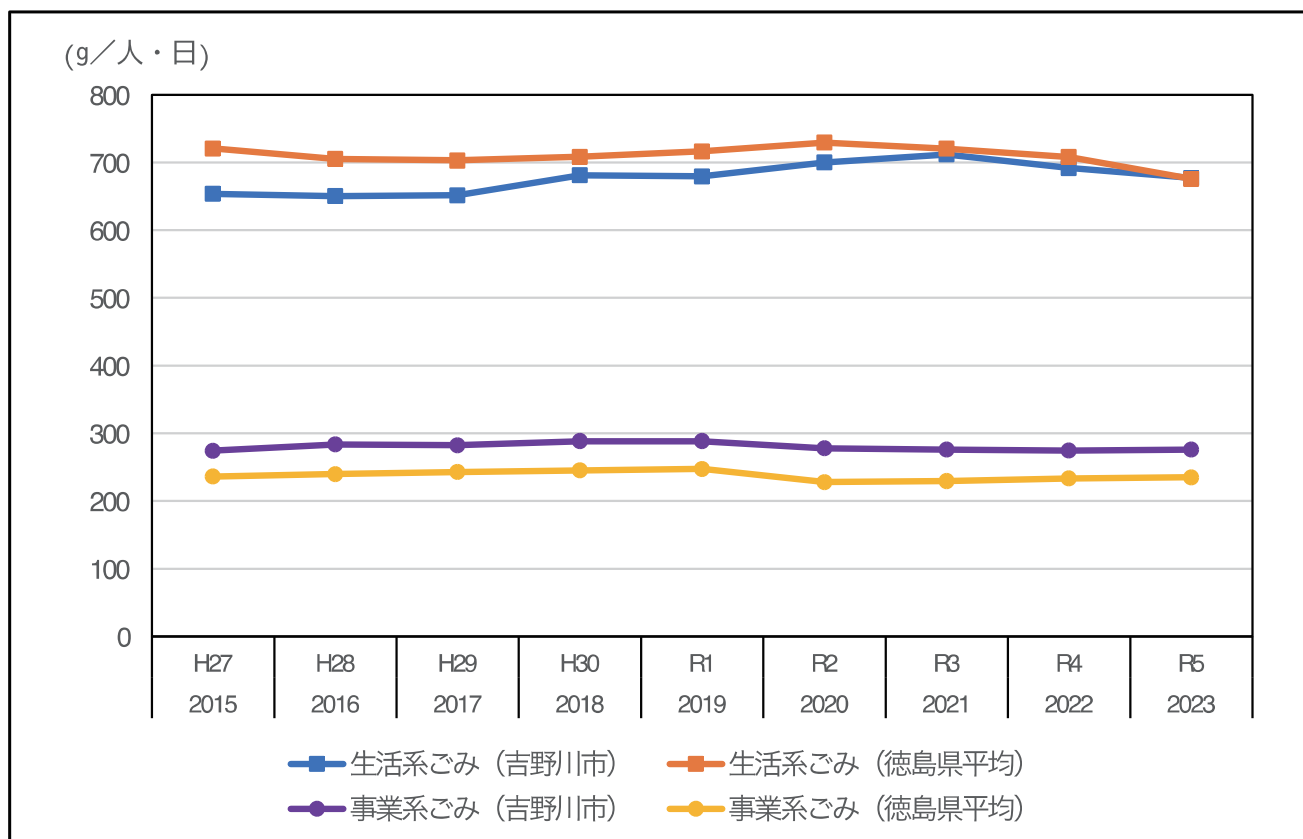


図2-14 1人1日当たりのごみの排出量の推移
出典：一般廃棄物処理実態調査結果より作成

リサイクル率については、年度により変動しており、平成27(2015)年～令和5(2023)年の平均値は、21.7%となっています。徳島県平均の16.4%を上回って推移しています（図2-15）。

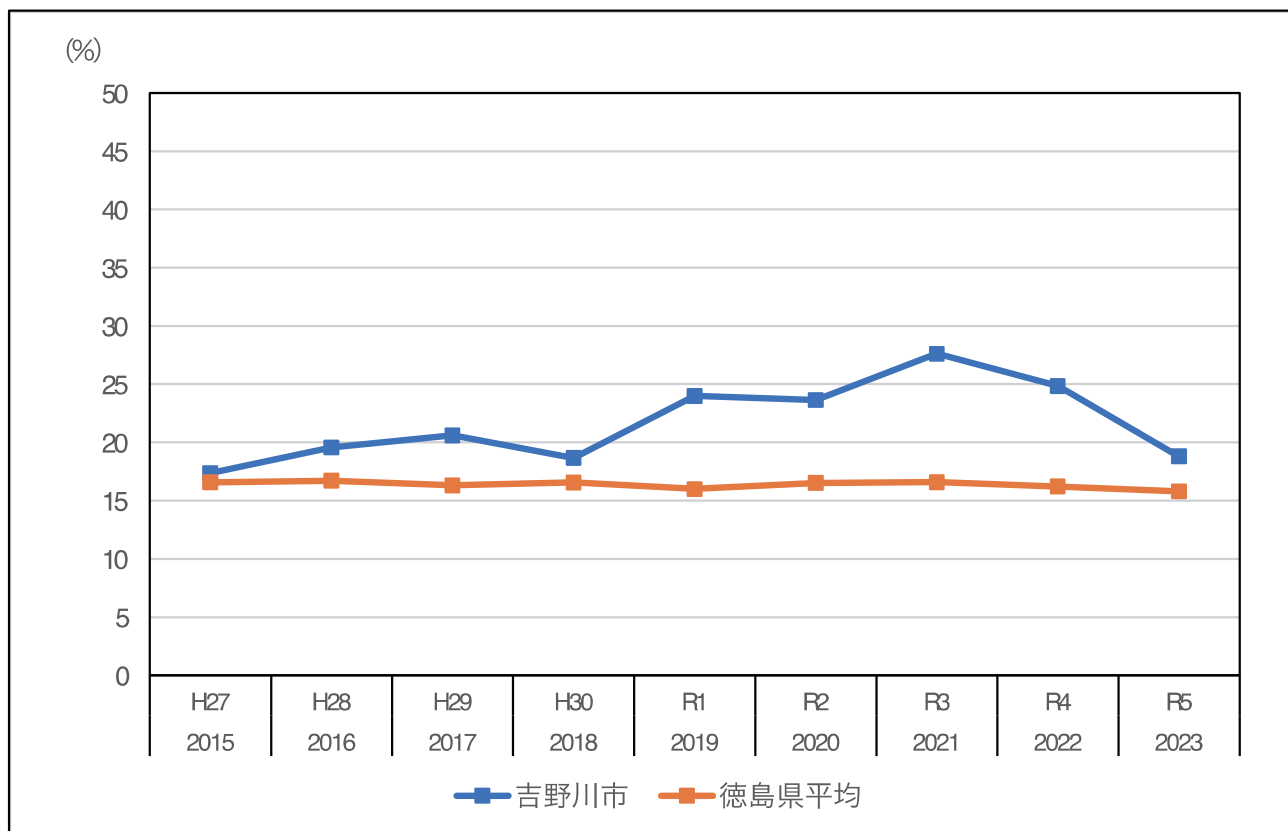


図2-15 リサイクル率の推移
一般廃棄物処理実態調査結果より作成

みんなで取り組む “ごみ減量”

ごみの処理にお金がいくらかかっているか知っていますか？

ごみ処理には多くのお金がかかっており、そのほとんどが税金でまかなわれています。ごみ処理施設の整備や廃棄だけでなく、焼却によって出た灰の処分にもお金がかかります。ごみ減量のために私たちができることはなんだろう？

一人一日当たりの排出量

近年、吉野川市では一人当たりのごみの量が増加傾向にあります。ごみを減らすとごみ処理に使われるお金（税金）を減らすことができます。

※焼却率＝焼却されるごみの量（焼却ごみ）÷（焼却ごみ＋資源物）

【例】令和3年度に一人当たりのごみ処理にかかったお金（人口39,247人）

※令和3年度10月1日現在

焼却されるごみの量

吉野川市焼却ごみ 約308kg

約547円

ごみ処理にかかったお金

年間 15,832円

一日 およそ43円

※焼却率を人口で割った金額（中央に焼却率のグラフ）

一人10%ごみを削減すると

年間約1,500万円の削減！

食べ物をごみにしないためのコツ

ほんの少しの心がけで食品ロスが減り、ごみ量だけでなく食費も抑えられます。

1.20 買い物メモをする

スマートフォンで撮影したり、冷蔵庫の食材を管理できるアプリを使うと便利。

1.20 使いきれの分だけ買う

少量パックやバラ売りの食材を活用して、必要な分だけ購入しましょう。

1.30 使いきれの量だけ作る

家族の人数に合わせて、食べきれない量を作らないようにしましょう。作りすぎはみだしや廃棄を増やすことに。

1.30 使いきれレシピで料理する

おまわりの食材でレシピを考えた、残りものを上手にアレンジして、食べきりましょう。

Check 本庁では、新ごみ処理施設の整備を行っており、その稼働を令和7年8月から予定しています。新ごみ処理施設稼働までに、今一度ごみについて改めて考えていただき、減量を推進していくため、広報にてごみ減量に関する ことなどを発信 していきます。

今後取り扱う内容について

おいくらの費用について

生ごみの減量について

資源物の引き取りについて

廃プラシの回収について

新ごみ処理施設に備えること

▲ごみ減量化の広報（吉野川市ホームページ）

(6)環境保全の取り組み

6-1)環境保全活動

本市で行われている主な環境保全活動を以下に示します（表2-16）。

表2-16 市内での環境保全活動の取り組み

名称等	活動内容
NPO法人 江川エコフレンド	江川と吉野川及びその周辺の環境美化・保全活動を実施することにより「名水百選」の江川の水源を守り、昔ながらの清流を取り戻すことを目的として、住民と子供たちが一緒に活動して、環境の保全を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、青少年の健全育成を図る活動を行う。 ・2019年度とくしまNPO大賞受賞 ・2023年とくしま環境賞授与他
江川奉仕橋かもクラブ	江川ゆうねん（通称ゆうねん）とその周辺の環境美化・保全活動を実施することにより 市民に親しまれる江川に「癒しの公園づくり」を目的とする。 ・2017年とくしま環境賞授与 ・2022年度環境省地域環境美化功績者表彰
NPO法人 吉野川に生きる会	吉野川流域住民に対して、美しい吉野川とその流域の自然を壊すことなく、吉野川の恵みである農林水産物を活用した産業や歴史と文化を基盤とした観光事業を起こすことを提案、推進する。これらの活動を通じ住民が一体となり、親切で潤いのある社会をつくることを目的とする。
NPO法人 竹林再生工房かぐや乃さと	里山や竹林の美化、再生を行うとともに、木や竹の若返りにより二酸化炭素の吸収を増やすことに繋げ、環境問題に寄与する事を目的とする。 ・2023年とくしま環境県民会議表彰
NPO法人 Tane	吉野川市の文化生活風習やかかけがえのない人や自然を保全し、そしてこれらを活かしたまちづくり活動に関する事業を行い、吉野川市の活性化と環境保全、吉野川市の伝統、文化の継承、住民の生きがい、住民と地域外の人との交流、地域の経済活動の活性化の創出に寄与することを目的とする。
NPO法人 美郷宝さがし探検隊	美郷地区の文化生活風習やかかけがえのない自然を保全し、そして、これらを活かしたまちづくり活動に関する事業を行い、美郷地区の活性化と環境保全、美郷地区の知恵、伝統、文化の継承、住民の生きがいの創出に寄与する。 ・2021年度過疎地域持続的発展優良事例表彰 総務大臣賞 ・2022年度地域づくり表彰 地域づくり表彰審査会特別賞他

6-2)環境教育

本市では、第2期吉野川市教育振興計画に、教育目標1「生きる力を持ち、未来を拓く子どもの育成」を定め、未来を切り拓く力の育成の一環として、環境学習の推進に取り組んでいます。

地域の自然を大切にするなど、環境問題を身の回りのことから段階的に地球規模の視野で捉えるために、児童生徒の発達段階に応じた環境教育を進めています。また、児童生徒が自ら目標を立て、学校と家庭及び地域全体でごみの減量やリサイクル、省エネルギーなどに継続的に取り組む「とくしまGXスクール」に市内の小・中学校が参加し、地域・関係機関との連携や外部人材の積極的な活用を図りながら、体験的・実践的な環境学習を推進しています。

2. 環境施策の実施状況

第1次吉野川市環境基本計画が策定された平成28(2016)年以降の主な環境施策の実施状況を整理します。

年	本市	国
2016年 (H28)	・第1次吉野川市環境基本計画策定	・パリ協定、我が国にて発効
2017年 (H29)		・エコアクション21ガイドライン公表
2018年 (H30)	・吉野川市一般廃棄物処理基本計画	・第5次環境基本計画閣議決定
2019年 (H31・R1)	・吉野川市循環型社会形成推進地域計画策定	・食品ロスの削減の推進に関する法律施行
2020年 (R2)		・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律改正
2021年 (R3)		・地球温暖化対策計画改定
2022年 (R4)	・吉野川森林整備計画策定 ・吉野川市污水处理施設整備構想策定	・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行
2023年 (R5)	・吉野川市都市計画マスタープラン策定 ・吉野川市立地適正化計画策定	・生物多様性国家戦略(2023~2030)策定
2024年 (R6)	・吉野川市鳥獣被害防止計画策定 ・吉野川市循環型社会推進地域計画変更	・第6次環境基本計画策定 ・第5次循環型社会形成推進基本計画策定
2025年 (R7)	・第3期吉野川市まち・ひと・しごと創生 総合戦略策定	・地球温暖化対策計画閣議決定

3. 第1次吉野川市環境基本計画の主な取り組み

第1次吉野川市環境基本計画では、4つの基本方針に基づき施策を展開してきました。その主な取り組みと評価を次のとおり示します。

基本目標1 | 市民が環境保全の主役となるまち

取り組み	評価
○ごみ減量化の出前講座、使用済み歯ブラシの回収、レッツクリーン環境美化活動等の市民参加型の環境保全活動を実施しました。 ○本市ホームページ、広報よしのがわ等を通じて、積極的な環境情報の発信を行いました。	○環境に配慮した行動や活動を広げるため、引き続き環境学習等を通じて、環境負荷の低減や環境保全の意識を育む必要があります。 ○環境保全活動を行う団体の中には、今後、メンバーの高齢化による人手不足などの課題を抱える団体が増えると考えられ、団体への支援が必要です。

基本目標2 | ゆとりとふれあいにあふれる健康で快適なまち

取り組み	評価
○事業場等への規制基準順守のための指導を行うとともに、市内における大気、公共用水域の継続監視を実施することで、環境基準の達成に努めました。 ○浄化槽設置補助や緑化推進事業交付金等を活用し、生活環境の保全に取り組みました。	○生活環境の環境基準をおおむね満足しており、大気、公共用水域等の監視を継続する必要があります。 ○污水处理人口普及率は年々上昇しており、徳島県全体の污水处理人口普及率を上回っているものの、全国平均に達しておらず、引き続き整備を進めていく必要があります。

基本目標3 | 川と緑にふれあうまち

取り組み	評価
○美郷地区での工事計画時の現状変更申請について周知を行い、美郷ほたる館でのホタル観察会、クリーンアップ活動の広報等に取り組みました。 ○森林の間伐促進や有害鳥獣の駆除等に取り組みました。 ○市内の主要河川において、継続的な水質調査に取り組みました。	○森林面積は比較的安定していますが、耕作面積は減少傾向が見られます。農業及び林業の担い手が減少しており、新たな担い手の育成が必要です。 ○有害鳥獣による農林水産業に対する被害は拡大傾向にあり、地域ぐるみでの継続的な対策や捕獲従事者の確保・育成が必要です。

基本目標4 | 地球環境にやさしいまち

取り組み	評価
○「家族でおでかけ・節電キャンペーン」の実施、ペットボトルキャップ、飲料用紙パックのリサイクル等に取り組みました。 ○公共施設への再生可能エネルギーの導入に取り組みしました。 ○最新の公害防止技術を導入した吉野川市環境センターが令和4（2022）年に着工し、令和7（2025）年11月に稼働しました。 ○廃棄物等の不法投棄について、パトロールの強化、啓発看板の設置に取り組みました。	○生活系の1人・1日あたりのゴミの量が平成29（2017）年より微増傾向でしたが、近年は減少に転じており、ゴミ減量化の取り組みを継続する必要があります。 ○廃棄物等の不法投棄については、パトロールの強化により減少しているものの、撲滅には至っていません。

03

将来の環境像

2. 基本目標

本市の目指す望ましい環境像を実現するため、「協働による環境保全活動」、「生活環境の保全」、「自然環境との共生」、「循環型社会の実現」の4つの基本目標を設定し、総合的な環境施策を推進していくものとします。



基本目標1: (協働による環境保全活動) みんなが環境保全の主役となるまち

環境教育の推進や環境情報の提供を通じて、市民一人ひとりの環境意識の醸成、協働による環境保全活動の活性化を図ります。

私たちの地域、ひいては地球全体の環境を守っていくためには、現状の環境を正しく「知り」、それを周囲に「伝え」、そして協働して「実践」していくことが不可欠です。

本市では、次代を担う小中学生等に対し、ごみ処理の仕組みや自然の豊かさを伝える環境学習を実施するとともに、市民との協働による環境保全活動に注力しています。こうした取り組みを持続可能なものとしていくためには、活動を牽引する人材の育成と、地域全体での支え合いが何よりも大切です。



基本目標2: (生活環境の保全) だれもが住みやすく、 安全で安心して暮らせるまち

公害を未然に防ぎ、だれもが安全で心地よく暮らせる、質の高い生活環境が維持されたまちをつくれます。

私たちが健康で快適な生活を送っていくためには、日常生活や産業活動に伴う環境負荷を低減し、汚濁物質の排出を抑制していく必要があります。本市を流れる吉野川の支流に目を向けると、非常に清涼な流れを保っている川がある一方で、依然として汚れが見受けられる川も存在します。身近な環境をより快適に整え、緑や水辺の憩いの空間を創出していくことは、市民にゆとりをもたらし、心豊かなふれあいの場を育むことへと繋がります。



基本目標3: (自然環境との共生) 美しい自然と景観に囲まれたまち

吉野川、江川、高越山など豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、人と自然が共生するまちをつくれます。

本市は、北側に吉野川、南側に四国山地の山々に囲まれており、吉野川や高越山などの豊かな自然に恵まれています。また、身近な水と緑の恵みが供与されることで、農業や林業の営みが古くから盛んに行われ、肥沃な土地と清流が育む農産物は地域の宝となっています。この豊かな自然環境を次世代へと引き継ぎ、共生していくことが、本市の持続可能な発展の鍵となります。



基本目標4: (循環型社会の実現) 地球にやさしいまち

ごみの減量に努め、モノを大切に使うことで、大切な資源を無駄にしない地球にやさしいまちをつくれます。

物質は水、大気、土壌などを通じて絶えず循環しており、この循環は吉野川市という枠組みを超え、地球全体と深く関わっています。しかし現在、私たちの生活は多大なエネルギーを消費し、膨大な廃棄物や温室効果ガスを排出しているのが実態です。これらの資源やエネルギーには限りがあります。私たちは「大量生産・大量消費・大量廃棄」のライフスタイルを見直し、省資源・省エネルギーの徹底とともに、廃棄物の発生を抑制する循環型社会への転換を図らなければなりません。私たち一人ひとりのこうした主体的な努力こそが、地球温暖化の防止をはじめとする、かけがえのない地球環境を次世代へ引き継ぐための確実な一歩となります。

3. 施策体系

本計画の施策体系は、4つの基本目標に基づき、各施策と主な取り組みで構成しています。

基本目標	施策
1.協働による環境保全活動 みんなが環境保全の主役となるまち	1-1 環境保全活動の推進 1-2 環境教育・環境学習の推進 1-3 環境情報の発信
2.生活環境の保全 だれもが住みやすく、 安全で安心して暮らせるまち	2-1 水環境・土壌環境の保全 2-2 大気環境の保全 2-3 騒音・振動・悪臭対策 2-4 有害化学物質対策 2-5 身近な緑の保全と形成
3.自然環境との共生 美しい自然と景観に囲まれたまち	3-1 自然環境の保全 3-2 田園環境の保全 3-3 景観と歴史・文化が調和したまちづくり
4.循環型社会の実現 地球にやさしいまち	4-1 循環型社会の実現 4-2 地球環境の保全

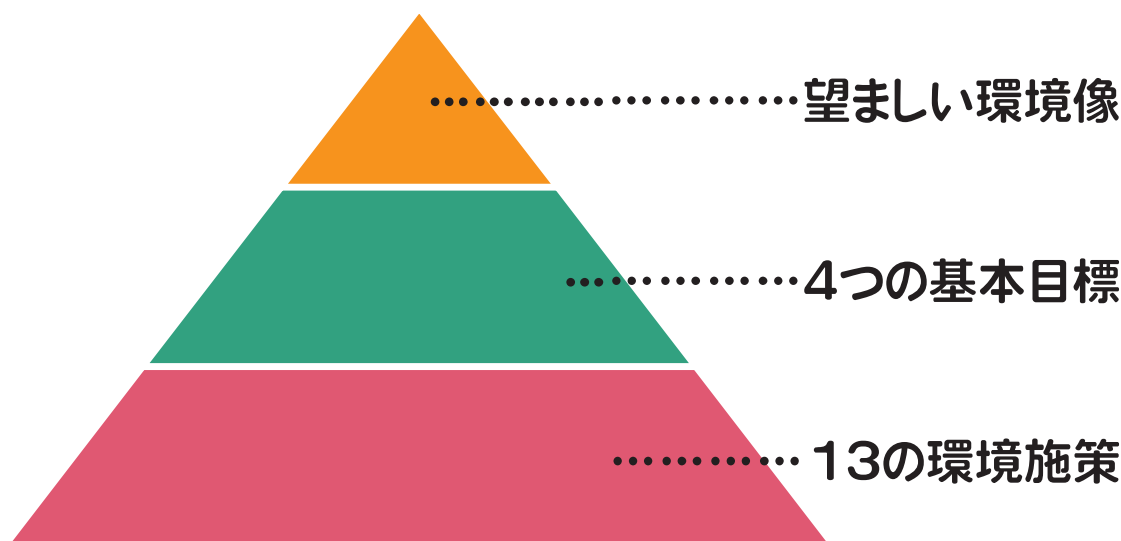


図3-1 施策体系図

04

環境施策

第4章 環境施策

1.13 の環境施策

10年後の目標を達成するために、13の環境施策を推進します。



基本目標1: (協働による環境保全活動) みんなが環境保全の主役となるまち

基本施策1-1 環境保全活動の推進

【市の主な取り組み】

- 環境保全活動の支援
- 環境保全活動への参加機会の創出
- 環境保全活動の担い手育成

【市民・事業者の主な取り組み】

- 地域で実施される環境保全活動への積極的な参加
- 環境保全に関するネットワークづくり
- 事業活動における環境配慮の取り組み推進

基本施策1-2 環境教育・環境学習の推進

【市の主な取り組み】

- 学校・地域における環境教育・環境学習の推進
- 環境教育の担い手育成と積極的な活用
- 地域特性を活かした環境教育・環境学習の充実

【市民・事業者の主な取り組み】

- 地域で実施される環境学習への積極的な参加
- 環境問題に関する情報の収集と意見の交換
- 家庭や事業所での環境についての情報交換

基本施策1-3 環境情報の発信

【市の主な取り組み】

- 環境情報の収集
- 環境情報の提供・発信・共有

【市民・事業者の主な取り組み】

- 環境情報の積極的な活用
- 身近な環境についての市や市民団体への情報提供
- 事業における環境保全に関する活動や製品の情報発信



基本目標2：（生活環境の保全）

だれもが住みやすく、 安全で安心して暮らせるまち

基本施策2-1 水環境・土壌環境の保全

【市の主な取り組み】

- 水質調査の実施
- 工場・事業所における排出水対策
- 生活排水による水環境への負荷低減

【市民・事業者の主な取り組み】

- 生活排水の適正な処理
- 浄化槽の適正な維持管理
- 工場・事業所排水の適正な管理
- 合併処理浄化槽への転換

基本施策2-2 大気環境の保全

【市の主な取り組み】

- 大気汚染の監視
- 工場・事業所におけるばい煙等の排出対策
- 自動車排出ガス対策

【市民・事業者の主な取り組み】

- 公共交通機関や自転車の利用
- エコドライブの実践
- 自動車購入時における低公害車の選択

基本施策2-3 騒音・振動・悪臭対策

【市の主な取り組み】

- 環境騒音調査の実施
- 工場・事業所・建設作業における騒音・振動対策
- 悪臭対策の推進

【市民・事業者の主な取り組み】

- 近所迷惑にならない騒音防止の配慮
- 法令等に基づく適正な騒音・振動レベルの維持

基本施策2-4 有害化学物質対策

【市の主な取り組み】

- 有害化学物質に関する情報の把握と提供
- 有害化学物質の排出抑制対策

【市民・事業者の主な取り組み】

- 有害化学物質の発生につながる野外焼却の禁止
- 農薬や化学肥料の使用基準の遵守
- PRTR（化学物質排出移動量届出制度）による化学物質の管理

基本施策2-5 身近な緑の保全と形成

【市の主な取り組み】

- 公園・緑地の整備・活用
- 身近な緑の保全と形成
- 市民との協働による緑化の推進

【市民・事業者の主な取り組み】

- 地域の公園などの維持管理への協力
- 地域の街路樹の維持管理への協力
- 自宅や事業所などの敷地内の植栽・緑化



基本目標3: (自然環境との共生) 美しい自然と景観に囲まれたまち

基本施策3-1 自然環境の保全

【市の主な取り組み】

- 豊かな自然環境の保全・活用
- 生物多様性への配慮
- 野生動植物の適正な管理・防除

【市民・事業者の主な取り組み】

- 水辺空間の清掃や緑の保全への協力
- 外来生物の放流・移植等の防止

基本施策3-2 田園環境の保全

【市の主な取り組み】

- 農地の適正管理
- 森林の保全と森林資源の利用促進
- 農業・林業の担い手の育成
- 有害鳥獣被害の防止

【市民・事業者の主な取り組み】

- 所有する農地、森林の適切な維持管理
- 地域で生産された農産物の積極的な購入・利用
- 有害鳥獣被害防止に対する地域ぐるみの取り組み

基本施策3-3 景観と歴史・文化が調和したまちづくり

【市の主な取り組み】

- 自然景観を活かした観光の推進
- 豊かな自然景観・文化的景観の保全と継承
- 国・県・市指定文化財の保存と継承

【市民・事業者の主な取り組み】

- エコツアーや環境学習プログラムの提供による付加価値の創出
- 新築・改築時における周辺景観への調和と配慮
- 地域のお祭りや伝統行事への積極的な参加



基本目標4: (循環型社会の実現) 地球にやさしいまち

基本施策4-1 循環型社会の実現

【市の主な取り組み】

- ごみの減量化・リサイクルの推進

【市民・事業者の主な取り組み】

- 食材の使い切りによる食品ロスの削減
- 環境負荷の少ない商品選択とグリーン購入の推進

基本施策4-2 地球環境の保全

【市の主な取り組み】

- 省資源・省エネルギー対策の推進
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 都市機能の集約や公共交通の利用促進
- 不法投棄の対策
- 環境美化運動の推進

【市民・事業者の主な取り組み】

- 冷暖房温度の適正管理やこまめな消灯など省エネ行動の実践
- 住宅や事業所への再生可能エネルギー導入の検討
- エネルギー効率の高い家電製品や設備の選択
- ごみの不法投棄およびポイ捨ての廃絶



壇の大クス

2. 個別の環境施策



基本目標1: (協働による環境保全活動) みんなが環境保全の主役となるまち

あらゆる世代が環境について学び、共に行動できるよう、環境学習会の開催や魅力的な情報発信に取り組みます。市民・団体・事業者のパートナーシップを深めることで、互いに教え合い、支え合えるネットワークを広げ、未来の環境を守るリーダーを地域で共に育てていきます。

基本施策1-1 環境保全活動の推進

○環境保全活動の支援

- ▶環境保全団体等が取り組む様々な環境保全活動を積極的に支援し、活動の活性化を図ります。

○環境保全活動への参加機会の創出

- ▶市内で取り組まれている環境保全活動に関する情報提供を行うとともに、活動への参加を希望する市民に参加機会の創出を図ります。

○環境保全活動の担い手育成

- ▶環境保全活動に取り組む市民や事業者、環境保全団体等を積極的に紹介し、新たな担い手の発掘、育成を支援します。

基本施策1-2 環境教育・環境学習の推進

○学校・地域における環境教育・環境学習の推進

- ▶学校や自治会、地域の集まりなど、あらゆる学びの場を活かして、役立つ資料を届けながら、子どもから大人までみんなが環境について楽しく学べる機会を広げていきます。

○環境教育の担い手育成と積極的な活用

- ▶環境保全活動を担う指導者の育成、地域人材の積極的な活用に取り組みます。

○地域特性を活かした環境教育・環境学習の充実

- ▶地域への愛着と誇りを深めるために、地域の自然や歴史、文化などに関する環境教育・環境学習の充実を図ります。

基本施策1-3 環境情報の発信

○環境情報の収集

- ▶環境調査と情報の集約管理を行うとともに、市民や事業者とのパートナーシップを深めることで、地域全体の環境保全活動をリアルタイムに把握していきます。

○環境情報の提供・発信・共有

- ▶環境についての資料や活動報告をホームページ、広報などで分かりやすくお届けするとともに、市民の意見を取り入れながら、新しい活動のきっかけとなるような情報発信を広げていきます。

基本目標1に対する指標

指標項目	現状	目標
環境ボランティア数	6団体	現状を維持
情報発信回数	6回	現状を維持



基本目標2：（生活環境の保全）

だれもが住みやすく、
安全で安心して暮らせるまち

環境法令に基づく事業場への立入検査により、規制基準の順守状況の調査・指導を実施します。
また、市内の大気汚染、水質汚濁状況などを監視することで、環境基準の達成、維持を図り、快適で良好な生活環境を確保します。

基本施策2-1 水環境・土壌環境の保全

○水質調査の実施

- ▶吉野川へ流入する以下の河川において、継続的な水質調査と監視を実施します。
対象河川：川田川、江川、飯尾川、桑村川、学島川、ほたる川、岩屋谷川

○工場・事業所における排水対策

- ▶関係機関と緊密に連携し、排水処理施設が適切に維持管理されるよう巡回や指導を行います。
- ▶法令や公害防止協定に基づき、工場・事業所等に対する規制や監視を継続し、水質汚濁の未然防止に努めます。

○生活排水による水環境への負荷低減

- ▶下水道の処理機能を維持するため、施設の適切な管理や計画的な老朽施設の更新、耐震化等に取り組みます。
- ▶公共下水道等の計画区域外においては、生活排水の適正処理を推進するため、単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽への転換に向けた啓発活動に努めます。

基本施策2-2 大気環境の保全

○大気汚染の監視

- ▶大気環境の実態を把握するため、大気計測局での常時監視を継続して実施します。

○工場・事業所におけるばい煙等の排出対策

- ▶公害防止協定を締結している事業所と連携し、大気汚染の未然防止に努めます。
- ▶令和7（2025）年11月より稼働している吉野川市環境センターでは、法令規制値より厳しい自主規制値を設定し、維持管理を行います。

○自動車排出ガス対策

- ▶車両導入時には、低公害、低燃費の自動車の導入を進めます。
- ▶環境に配慮した車の使い方と、燃費向上につながるエコドライブの普及啓発を推進し、自動車からの排出ガス低減を図ります。

基本施策2-3 騒音・振動・悪臭対策

○環境騒音調査の実施

▶自動車騒音、一般環境騒音に係る測定を継続して実施します。

○工場・事業所・建設作業における騒音・振動対策

▶法令や公害防止協定に基づく工場・事業所等に対する規制、指導、監視を継続して実施します。

○悪臭対策の推進

▶悪臭が発生した場合、その発生源に対して悪臭防止法に基づく指導を行います。

基本施策2-4 有害化学物質対策

○有害化学物質に関する情報の把握と提供

▶有害化学物質（ダイオキシン、アスベスト、PCB等）による健康被害を未然に防ぐため、最新の情報を国、県や研究機関などから入手するとともに、PRTR制度を活用して地域の排出実態を把握します。

○有害化学物質の排出抑制対策

▶廃棄物処理施設の適正な維持管理を徹底するとともに、公共施設の建設・整備においても有害化学物質の適正な使用と管理を推進し、健康被害の未然防止に努めます。

基本施策2-5 身近な緑の保全と形成

○公園・緑地の整備・活用

▶江川・鴨島公園、上桜公園、バンブーパークなどの公園・緑地について、利用者のニーズを踏まえながら、適正な配置・規模の検討、維持管理や機能強化を図ります。

○身近な緑地の保全と形成

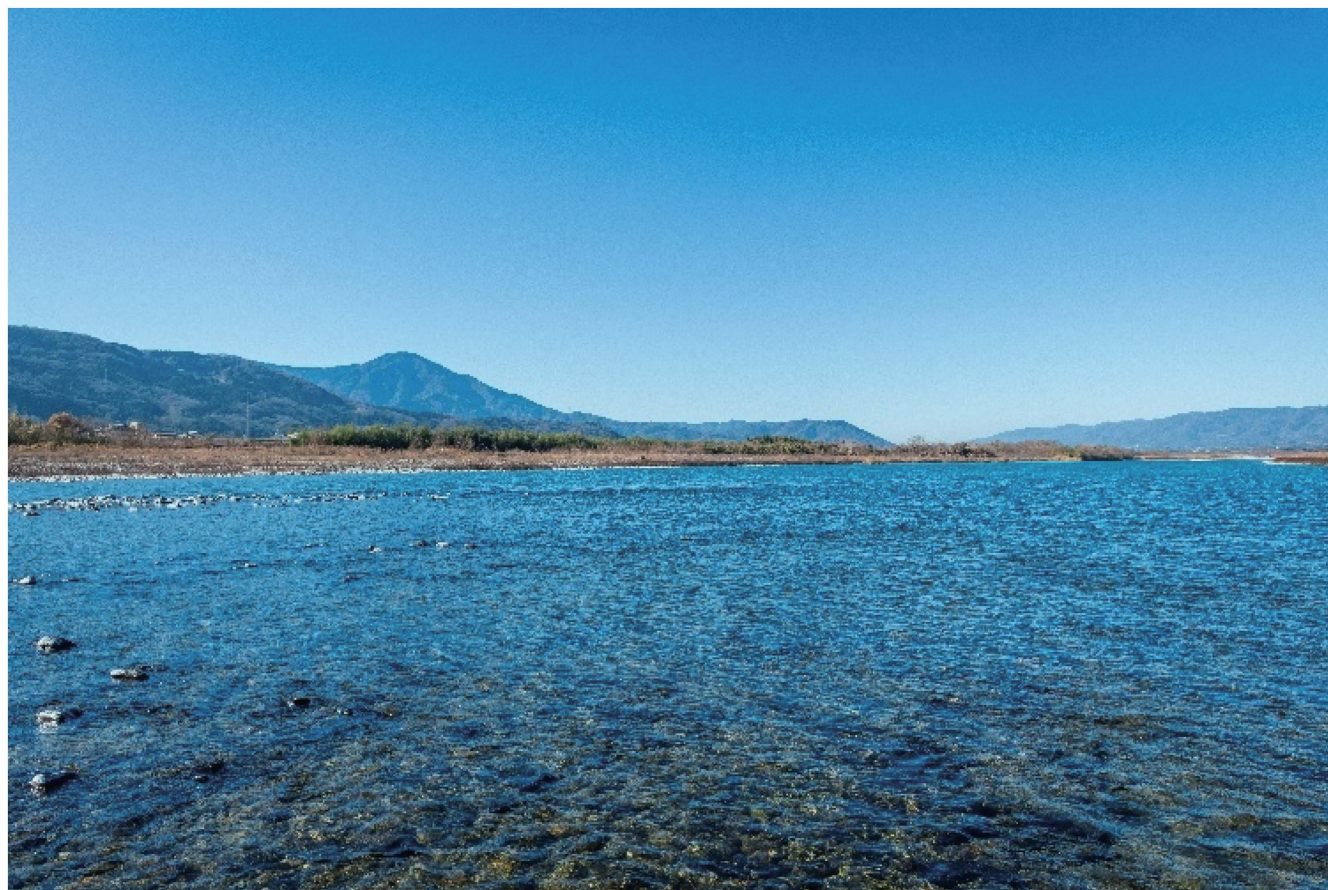
▶人の暮らしとともに育まれてきた里山の雑木林や屋敷林、農地など、生活に身近な緑の保全を図ります。

○市民との協働による緑化の推進

▶身近な緑の形成を図るため、市民や地域団体との協働により公園や道路の植樹帯などへの花の植え替えなどを推進します。

基本目標2に対する指標

指標項目	現状	目標
BOD値10箇所最大値	1.5mg/l [令和6(2024)年度]	現状を維持
汚水処理人口普及率	77.2% [令和6(2024)年度]	85.0%
二酸化窒素 日平均の最高値	0.008ppm [令和6(2024)年度]	環境基準以下
光化学オキシダント 昼間の1時間の年平均値	0.034ppm [令和6(2024)年度]	環境基準以下



四国三郎 吉野川の清流



基本目標3: (自然環境との共生) 美しい自然と景観に囲まれたまち

豊かな自然環境の保全と利活用を推進し、多様な生物を育む生態系の保護に努めます。
あわせて、森林や農地等の田園環境の維持管理、および有害鳥獣被害対策を強化することで、
自然の恩恵を享受しつつ、人と自然が調和して暮らせる持続可能なまちづくりを推進します。

基本施策3-1 自然環境の保全

○豊かな自然環境の保全・活用

- ▶ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」や「文化財保護法」に指定されている種・天然記念物、環境省や徳島県のレッドデータブックなどに掲載されている種やその生息・生育地を保全します。

○生物多様性への配慮

- ▶ 生物多様性がもたらす恵みと重要性を広く発信し、市民一人ひとりの理解を深めるとともに、本市固有の豊かな生態系を未来へつなぐための施策を推進します。

○野生動植物の適正な管理・防除

- ▶ 農林水産業への鳥獣被害の防止を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の適正な管理を行います。
- ▶ 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載されている生物について、外来生物被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」の周知・啓発に努めます。

基本施策3-2 田園環境の保全

○農地の適正管理

- ▶ 効率的な農業利用やスマート農業を行うための農地の集積・集約化を推進するため、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の随時更新や農地バンクへの登録の促進を図ります。

○森林の保全と森林資源の利用促進

- ▶ 森林の公益的機能の発揮や林業の成長産業化に向けて、「徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会」と連携し、森林環境譲与税を財源とする森林経営管理法関連事業を推進します。

○農業・林業の担い手の育成

- ▶ 農業の新規就労者に対して、経営初期段階に支援を行うことで、経営の安定化や新規就労の促進を図ります。
- ▶ 徳島県の吉野川農業支援センター等との連携を図り、新規就業者研修やリスクリングの情報発信に努めます。

○有害鳥獣被害の防止

- ▶「吉野川市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣による農作物被害の軽減に向けた防護柵の設置や狩猟免許取得に対する支援等を推進します。

基本施策3-3 景観と歴史・文化が調和したまちづくり

○自然景観を活かした観光の推進

- ▶本市の豊かな自然環境を観光資源のひとつと位置づけ、保全と活用の持続可能な好循環を目指した地域づくりを行います。

○豊かな自然景観・文化的景観の保全と継承

- ▶本市では「四国遍路」と「藍のふるさと阿波」という2つのストーリーが日本遺産に認定されており、構成自治体と連携し、魅力ある地域資源の保全と継承に取り組みます。

○国・県・市指定文化財の保存と継承

- ▶市民共有の財産である国・県・市指定文化財を次世代に継承していくため、適正な保存に取り組みます。

基本目標3に対する指標

指標項目	現状	目標
放置林間伐面積	—	年平均5ha
農業新規就労者数	年平均3人 [R2~R5平均]	年平均5人
林業新規就労者数	年平均1人 [R2~R5平均]	年平均2人
有害鳥獣捕獲件数	756件 [令和5(2023)年度]	880件



基本目標4: (循環型社会の実現) 地球にやさしいまち

ごみの減量や資源物を出しやすい環境整備により、一般廃棄物の減量とリサイクルを推進するとともに、省資源・省エネルギー対策を進めることで、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

基本施策4-1 循環型社会の実現

○ごみの減量化・リサイクルの推進

- ▶吉野川市一般廃棄物処理計画に基づき、ごみの減量と再資源化を推進し、資源を無駄にしない循環型社会を実現します。
- ▶ごみ減量のヒントを、市ホームページや『広報よしのがわ』等で定期的に発信します。暮らしの中で楽しく取り組めるアイデアを発信し、吉野川市全体で『ごみを出さないライフスタイル』を広げていきます。

基本施策4-2 地球環境の保全

○省資源・省エネルギー対策の推進

- ▶市内の小・中学校体育館照明のLED化等、LED照明の普及を図ります。
- ▶職員の軽装による勤務の通年化、庁舎内における節電、冷暖房温度の適正化、公用車のエコ運転などの取り組みを庁内の各部署で継続して実施します。

○再生可能エネルギーの導入促進

- ▶設備の設置・更新時には、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入に努めます。

○都市機能の集約や公共交通の利用促進

- ▶吉野川市地域公共交通計画に基づき、公共交通を利用しやすい環境の整備促進に努めます。

○不法投棄の対策

- ▶環境パトロールの強化や啓発看板の設置、市民の皆様による清掃活動の支援などを通じ、不法投棄対策を推進します。
- ▶県や警察など関係機関との広域的な連携体制により、行政・警察・地域が一体となって不法投棄の撲滅に取り組みます。

○環境美化活動の推進

- ▶地域ぐるみによる市内一斉清掃「レッツ・クリーン」環境美化活動を継続して実施し、市民一人ひとりの美化意識の醸成を図るとともに、不法投棄を未然に防ぐ地域づくりを推進します。

その竹ごみの約8割は水分と書かれているので、ごみの減量には水切りの効果が期待できず、

- ごみが軽くなり、ごみ出しの負担が減る。
- ごみの量が減り、ごみ袋の節約になる。
- 燃焼を遅らせ、いやな臭いが減る。
- ごみ排出施設からの汚水による汚れが防げます。
- ごみ処理の効率が上がることで、二酸化炭素の排出量が減る。

■ 永に常らさない
世間くすなどの欲望が強いと、貯めぬから別に少分で済むなどして、遂に常らさないようにしてしまう。

ひとしほりするだけで10%以上のごみ減量につながります。

※ 鉢底とニールフーナーは、鉢底のネットと裏面を、ニールフーナーで固定し、しぼりしめます。
※ 裏面を少しゆるめに縫製がある方は水を入れ、ベッ・ボトルなどで、水を押し出すように、このベッ・ボトルと手袋
を用い、下から水通しネットを通し、ニールフーナーから水を流す方法があります。

煎茶がもやティーバッグなど、求めているものは開発させてから試てみましょう。



◀ごみ減量のヒントを発信(吉野川市ホームページ)

指標項目	現状	目標
リサイクル率	21.7% 〔令和5(2023)年度〕	25.0%
1人1日あたりの 生活系ごみ排出量	677g 〔令和5(2023)年度〕	600g

3. 目標とする指標

これらの環境施策を実効性のあるものとするため、13の施策の達成状況を測るための目標とする指標を設定します。

施策	目標とする指標		
	項目	現状	目標
基本目標1.協働による環境保全活動			
環境保全活動の推進 環境教育・環境学習の推進 環境情報の発信	環境ボランティア数	6団体	現状を維持
	情報発信回数	6回	現状を維持
基本目標2.生活環境の保全			
水環境・土壌環境の保全 大気環境の保全 騒音・振動・悪臭対策 有害化学物質対策 身近な緑の保全と形成	BOD値10箇所最大値	1.5mg/l	現状を維持
	汚水処理人口普及率	77.2%	85.0%
	二酸化窒素	0.008ppm	環境基準以下
	光化学オキシダント	0.034ppm	環境基準以下
基本目標3.自然環境との共生			
自然環境の保全 田園環境の保全 景観と歴史・文化が 調和したまちづくり	放置林間伐面積	—	年平均5ha
	農業新規就労者数	年平均3人	年平均5人
	林業新規就労者数	年平均1人	年平均2人
	有害鳥獣捕獲件数	756件	880件
基本目標4.循環型社会の実現			
循環型社会の実現 地球環境の保全	リサイクル率	21.7%	25.0%
	1人1日あたりの生活系ごみ排出量	677g	600g

05

計画の推進

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 市民・事業者との協働

理想とする環境像と目標を実現するためには、個々の施策を着実に推進していくことが不可欠です。しかし、環境問題は一つの主体の努力だけで解決できるものではありません。市民、事業者、そして行政が共通の目標を分かち合い、それぞれの立場や役割を尊重しながら協働することこそが、取り組みを実効性のあるものにします。

(2) 庁内の体制

本計画の推進にあたっては、環境企画課が事務局となり、庁内各部局との調整・連携を図ることで、施策を展開していきます。また、市としての環境施策を推進するとともに、市民や事業者の皆様とのパートナーシップに基づき、地域一体となった協働事業を行います。

(3) 環境審議会

環境審議会は、学識経験者、市民・事業者の代表、市議会関係者、および関係行政機関の職員によって構成されています。本審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画の進捗管理をはじめ、本市の環境保全や良好な環境の確保に関する基本的事項を調査・審議し、答申を行う役割を担っています。

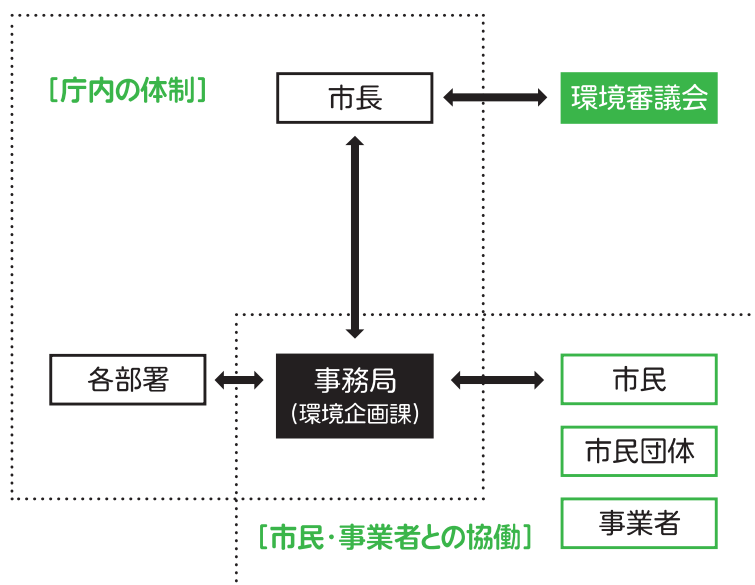


図5-1 計画の推進体制図

2. 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとし、効果的に推進するためには、進捗状況や成果を点検・評価し、進行を管理する仕組みが不可欠です。

そのため、本計画の運用にあたっては、以下に示すPDCAサイクルに基づき、継続的な改善を図ります。また、進捗管理については、施策の実施状況や指標の達成状況を把握するとともに、環境審議会への報告・意見聴取を行い、計画的な施策展開を図ります。

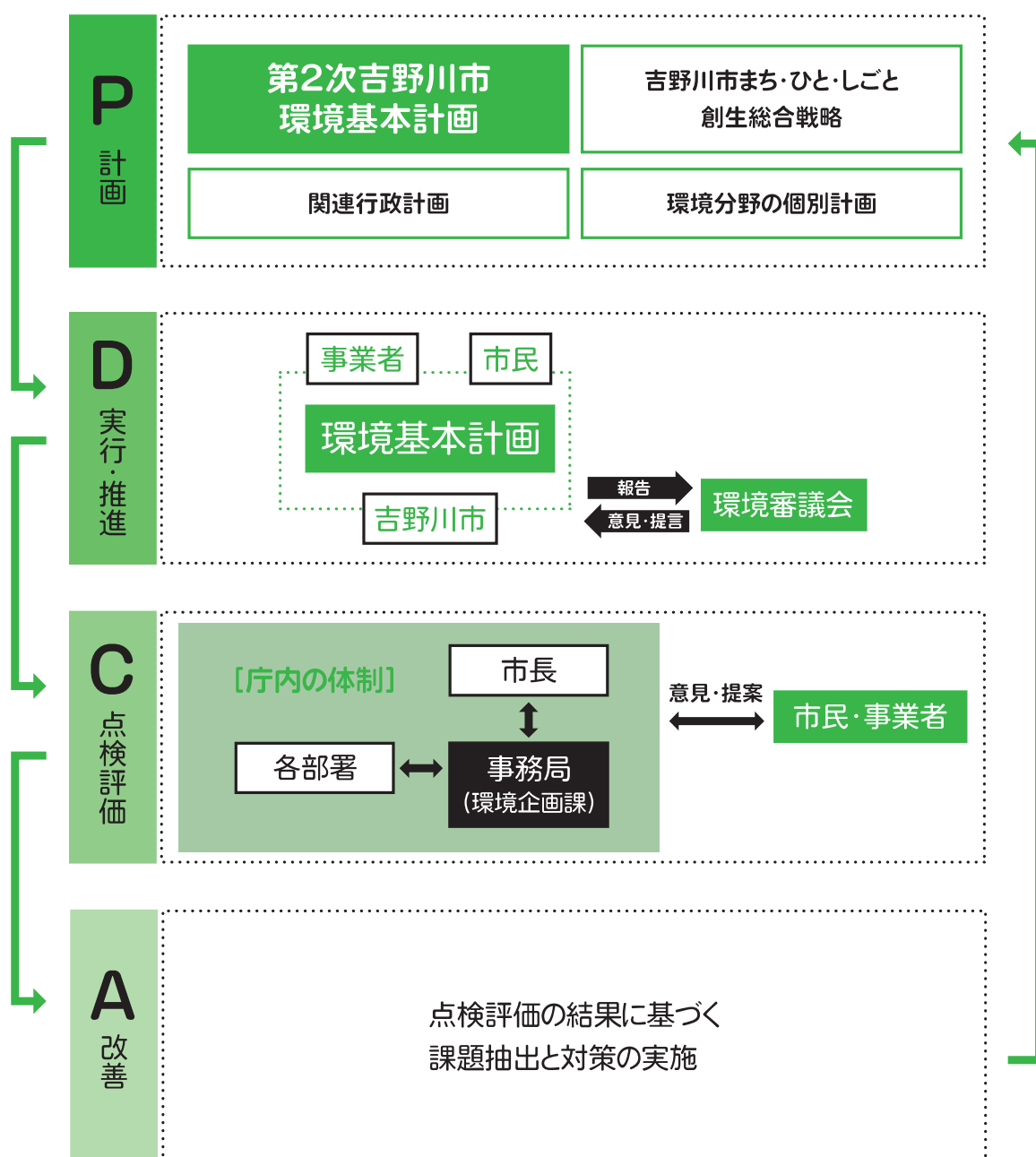


図5-2 PDCAサイクル図

06

資料編

策定体制

吉野川市環境審議会委員

NO.	氏 名	所 属	選出区分
1	岸田 益雄	市議会	議長
2	菊川 充憲	市議会	副議長
3	岡田 光男	市議会	総務常任委員長
4	谷田 憲二	市議会	文教厚生常任委員長
5	戸出 敏夫	市議会	産業建設常任委員長
6	高橋 賢二	(株)大真空 徳島事業所	事業者代表者(鴨島地区)
7	宮田 利和	四国電力送配電(株)徳島支社 鴨島事業所	事業者代表者(鴨島地区)
8	久米 徳男	日本フネン(株)	事業者代表者(川島地区)
9	山内 成仁	(株)山内組	事業者代表者(山川地区)
10	藤村 和行	美郷梅工房	事業者代表者(美郷地区)
11	喜島 寧子	市婦人団体連合会会長	市民代表
12	佐野 勝代	鴨島町消費者協会会長	市民代表
13	栗原 五男	市自治会連合会会長	市民代表
14	大石 剛久	市老人クラブ連合会会長	市民代表

策定経緯

年月日	内容
令和7年9月	第2次吉野川市環境基本計画策定開始
令和8年1月21日	第2次吉野川市環境基本計画素案作成
令和8年2月27日	環境審議会 ・第2次吉野川市環境基本計画（素案）について
令和8年3月6日 ～3月19日	第2次吉野川市環境基本計画（素案）への意見募集
令和8年3月	第2次吉野川市環境基本計画策定

○吉野川市環境保全条例

平成16年10月1日

条例第152号

改正 平成27年3月23日条例第20号

令和4年3月23日条例第15号

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第3条）

第2節 市の責務（第4条）

第3節 事業者の責務（第5条—第7条）

第4節 市民の責務（第8条）

第2章 環境の保全に関する基本施策（第9条—第13条）

第3章 生活環境の保全

第1節 あき地の管理（第14条—第16条）

第2節 開発事業の規制（第17条—第20条）

第4章 自然環境の保全（第21条—第25条）

第5章 吉野川市環境審議会（第26条—第34条）

第6章 雑則（第35条—第38条）

第7章 罰則（第39条—第42条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、現在及び将来の市民が、安全で快適な生活を営むため、生活環境及び自然環境の保全について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）良好な環境 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる生活環境及び自然環境をいう。

- (2) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に係のある財産並びに人の生活に係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物の環境をいう。
- (4) あき地 宅地又は宅地見込みの土地、その他規則で定める土地で、現に人が使用していないもの（原材料置場に利用されている場合を含む。）をいう。
- (5) 開発事業 土地の区画形質の変更を行う事業（行為を含む。）をいう。
- (6) がけ 地表面が水平面に30度を超える角度をなす土地をいい、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけは一体のものとする。
- (7) 所有者等 所有者、占有者又は管理者（占有者がいない場合に限る。）をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民の良好な環境が確保されるよう推進されなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的な循環型社会が構築されるよう推進されなければならない。
- 3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、地域の環境はもとより、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。
- 4 環境の保全は、市、事業者及び市民の協働により推進されなければならない。

第2節 市の責務

（市民意識の啓発）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民が良好な環境の確保に関する意識を高め、良好な環境の確保に資することができるよう知識の普及を図る等必要な措置を講じなければならない。

第3節 事業者の責務

（基本的責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、その責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市長その他の行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

（最大努力義務）

第6条 事業者は、法令及びこの条例の規定に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため最大限に努力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動により良好な環境の侵害にかかる紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

(良好な環境の確保に関する協定)

第7条 事業者は、市長が良好な環境の確保に関する協定の締結について協議を求めたときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、良好な環境の確保に関する協定を締結したときは、誠実にこれを履行しなければならない。

第4節 市民の責務

(基本的責務)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の確保に関する意識を高めるとともに、市長その他の行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の区域における環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定し、良好な環境の確保のためにこれを実施するとともに、その実施について、事業者及び市民に対して助言、指導等必要な措置を行うものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、吉野川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合等)

第10条 市長は、環境基本計画に基づく施策の実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、関係行政機関と連携し総合的な行政の運営を図らなければならない。

(年次報告書)

第 1 1 条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況について年次報告書を作成し、公表するものとする。

(苦情の処理)

第 1 2 条 市長は、良好な環境の侵害に関する苦情について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めなければならない。

(都市施設の整備)

第 1 3 条 市長は、良好な環境を確保するため都市施設（都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 条第 5 項に規定する都市施設をいう。）の整備に努めなければならない。

第 3 章 生活環境の保全

第 1 節 あき地の管理

(あき地の管理基準)

第 1 4 条 市長は、あき地について良好な環境を保持するため必要な事項（基準）を定めなければならない。

2 あき地の所有者等は、前項の基準に基づき当該あき地が管理不良の状態にならないよう適正に管理しなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第 1 5 条 市長は、あき地が管理不良の状態にあると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該あき地の所有者等に対し、管理不良の状態の除去又はその防止について指導し、勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を履行しない所有者等があるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、管理不良の状態の除去又はその防止について必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(除草等の実施)

第 1 6 条 市長は、所有者等の申請により、良好な環境を確保する必要があると認めるときは、当該あき地の雑草等の除去を行うことができる。この場合において、当該除去に要した費用は、当該所有者等の負担とする。

第 2 節 開発事業の規制

(開発事業等の規制)

第 1 7 条 市長は、開発事業その他これに類する行為が良好な環境を侵害するおそれのあるときは、これらの行為の規制等必要な措置を講じなければならない。

(開発の基準)

第18条 市長は、開発事業について良好な地域環境を保全するため必要な事項（基準）を定めなければならない。

2 開発事業を施行する者は、前項の基準の達成に努めるとともに、市長その他の関係行政機関の施策に協力しなければならない。

（開発事業の承認等）

第19条 次に掲げる開発事業をしようとする者は、あらかじめその事業内容を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- （1） 切土であって当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超えるがけを生ずることとなるもので、かつ、施行区域の面積が0.1ヘクタールを超えるもの
 - （2） 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超えるがけを生ずることとなるもので、かつ、施行区域の面積が0.1ヘクタールを超えるもの
 - （3） 切土と盛土とを同時にする場合において、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以上のがけを生ずることとなるもの又は当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超えるがけを生ずることとなるもので、かつ、施行区域の面積が0.1ヘクタールを超えるもの
 - （4） 前3号に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が0.3ヘクタールを超えるもの
 - （5） 前各号に掲げるもののほか都市計画法第29条の規定による許可を受けようとするもの
- 2 市長は、前項の承認を受けず、又は承認の内容に違反し開発事業を行った者に対し期限を定めて当該開発事業の停止、原状の回復等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（適用の除外）

第20条 次に該当する開発事業については、前条の規定は適用しない。

- （1） 災害時に応急に行うもの
- （2） 国、地方公共団体、公社又は公団その他規則で定める団体が行うもの
- （3） 法令の規定により許可、認可又は国、県の承認等を受けて行うもののうち、規則で定めるもの

第4章 自然環境の保全

（自然環境の保全）

第21条 市長は、緑化の推進その他自然環境の保護育成のため、必要な措置を講じなければならない。

（公共施設の緑化）

第22条 市長は、緑化の推進を図るため、その管理する道路、公園、広場その他の公共施設における緑化計画を定め、樹木等の植栽に努めなければならない。

（土地所有者等の義務）

第23条 土地の所有者等は、自然環境を破壊するおそれのある行為を抑制するとともに、その土地に樹木等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

（空閑地の植栽）

第24条 市長は、市街化区域における空閑地（現に使用されていない土地をいう。以下同じ。）で緑化の必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、空閑地の一部又は全部に樹木等を植栽するよう要請することができる。

（技術援助等）

第25条 市長は、前条に規定する者の緑化を援助するため、技術的援助、苗木（種子を含む。）のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5章 吉野川市環境審議会

（設置）

第26条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の附属機関として吉野川市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第27条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他市の区域における環境の保全に関する基本的事項及び良好な環境の確保に関する重要な事項を調査審議し、答申するものとする。

（審議会の意見聴取）

第28条 市長は、次に掲げる事項を定めるに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。これを改定する場合も、同様とする。

- （1） 第14条に規定する基準
- （2） 第18条に規定する基準
- （3） この条例の規定する規制又は適用除外する範囲
- （4） 良好な環境の確保に関し規則で定めた重要事項

（組織）

第29条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 市議会正副議長及び市議会各常任委員長
- （2） 学識経験者

(3) 市民代表（４人以上とする。）

(4) 事業者代表（４人以上とする。）

(5) 関係行政機関職員

3 委員の任期は、２年とする。ただし、前項第１号の委員の任期は、その在職する期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠者の任期は、その前任者の残任期間とする。

6 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、第２項第２号又は第５号に掲げる者その他審議会で適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

8 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第３０条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第３１条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第３２条 会長は、諮問された事項の審議について必要であると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第３３条 審議会の庶務は、環境企画課において処理する。

(委任)

第３４条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第６章 雑則

(報告)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を侵害するおそれのある者に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 市長は、前項に規定する報告をしなければならない者が当該報告を怠っているときは、その者に対し、期限を定めて必要な報告をするよう命ずることができる。

(公表)

第36条 市長は、この条例の規定に違反して良好な環境を侵害している者について市民に公表することができる。

(立入検査等)

第37条 市長は、良好な環境の確保に必要な限度において、その職員に第19条の規定により承認を受けた者若しくは承認を受けず、若しくは承認の内容に違反した者の当該土地若しくは建物内に立ち入り、第19条に掲げる行為の実施状況を検査し、若しくはこれらの行為の環境に及ぼす影響を調査し、又は関係者に必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第39条 第19条第2項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第40条 第19条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者は、5万円以下の罰金に処する。

第41条 第37条第1項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第17条から第20条までの規定は、鴨島町の区域に限り適用する。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鴨島町環境保全条例（昭和52年鴨島町条例第1号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお、合併前の条例の例による。

附 則（平成27年3月23日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吉野川市環境保全条例第11条の規定は、同条例第9条の規定に基づく環境基本計画が策定された日の属する年度の末日までの間は、適用しない。

(吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年吉野川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1環境保全審議会委員の項の項名を「環境審議会委員」に改める。

附 則（令和4年3月23日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

環境基準

水質汚濁に係る環境基準

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7の a)又は b)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2—ジクロロエ	0.004mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法

タン		
1, 1—ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス—1, 2—ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふつ素	0.8mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、

		pH試験紙によつて液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。)及び5.5に定める方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1, 4—ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		



				いこと。			
測定方法	規格 K0102-1 12に定め る方法又 はガラス 電極を用 いる水質 自動監視 測定装置 によりこ れと同程 度の計測 結果の得 られる方 法	規格 K0102-1 18に定め る方法	掲げる方 法	規格 K0102-1 21.2、 21.3、 21.4及び 21.5に定 める方法 又は隔膜 電極若し くは光学 式センサ を用いる 水質自動 監視測定 装置によ りこれと 同程度の 計測結果 の得られ る方法	規格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は除く。) に定める 方法(た だし、試 料採取後 直ちに試 験ができ ないとき は、0～ 5℃(凍 結させな い)の暗 所に保存 し、9時 間以内に 試験する ことが 望まし く、12 時 間以内に 試験す る。)		
備考							
1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上と							

する(湖沼もこれに準ずる。)

- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 4 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100 C F U/100ml以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300 C F U/100ml以下とする。
- 6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 7 大腸菌数に用いる単位はC F U(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道
 - 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産
 - 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 〃 3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	項目	基準値			該当水域
	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	

生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	
備考					
1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

地下水の水質汚濁に係る環境基準

別表

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3 (24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa) 又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

		法
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液

		として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び5.5に定める方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1, 4—ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

大気の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、 1 時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が10 ppm以下であり、かつ、 1 時間値の 8 時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、 1 時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでの ゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が0.06 ppm以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、 1 日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

項 目	指 針 値
アクリロニトリル	1 年平均値が2 µg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が10 µg/m ³ 以下であること。
水銀	1 年平均値が0.04 µg Hg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1 年平均値が0.025 µg Ni/m ³ 以下であること。
クロロホルム	1 年平均値が18 µg/m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1 年平均値が1.6 µg/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1 年平均値が2.5 µg/m ³ 以下であること。
ヒ素及び無機ヒ素化合物	1 年平均値が6 ng As/m ³ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1 年平均値が0.14 µg Mn/m ³ 以下であること。
塩化メチル	1 年平均値が94 µg/m ³ 以下であること。
アセトアルデヒド	1 年平均値が120 µg/m ³ 以下であること。

ダイオキシン類に係る環境基準

(平成11年環境庁告示第68号、平成14年環境省告示第46号改正)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下(年平均値)
水質	1pg-TEQ/L以下(年平均値)
底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

(注)底質の環境基準については、平成14年9月1日から適用

(1)工場・事業場に係る(規制)基準値[敷地境界における基準値]

(単位:デシベル)

地域の区分	騒音			振動	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～ 翌日の6時	7時～20時	20時～ 翌日の7時
第一種低層住居専用地域	45	40	40	60	55
第一種中高層住居専用地域					
第二種低層住居専用地域					
第二種中高層住居専用地域					
第一種住居地域・第二種住居地域・ 準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域・商業地域・準工業地域	65	60	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70
その他の地域	60	55	50	65	60

- 備考 1) 騒音関係では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・その他の地域内、振動関係では、工業地域・工業専用地域内の学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 50mの範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 2) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ 50mの範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 3) 騒音発生施設又は振動発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される基準値を示す。(ただし飲食店営業等については夜間のみ適用される。)

(2)特定建設作業に係る規制基準値[敷地境界における基準値]

規制の種別	地域の区分	騒音	振動
基準値	[1][2][3]	85デシベル	75デシベル
作業時間	[1]	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	[2]	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
1日あたりの作業時間	[1]	10時間を超えないこと	
	[2]	14時間を超えないこと	
作業期間	[1][2][3]	連続6日を超えないこと	
作業日	[1][2][3]	日曜日その他の休日でないこと	

- 備考 [1]地域: ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域
- イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80mの区域
- [2]地域: 工業地域([1]地域のイの区域を除く。)
- [3]地域: 工業専用地域([1]地域のイの区域を除く。)

(3)深夜における音響機器の使用規制

規制対象業種	使用禁止時間	使用禁止区域	対象機器
飲食店 喫茶店 カラオケボックス	23時～翌日の6時	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置 有線ラジオ放送受信装置

備考 音が外部に漏れない場合は使用可能とする。

用語集

ア行

アイドリング

自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、窒素酸化物等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

アイドリングストップ

駐停車や信号待ちなどの間に自動車のエンジンを停止させることで、燃料節約と排出ガス削減を図ること。

アドプト制度

1985年にアメリカで導入された清掃美化活動が始まり。直訳すると「養子縁組をする」という意味で、自治体が管理する公園、道路、河川等の公共の場所を「子ども」に見立て、「里親」になってもらうボランティアとの間で「養子縁組」をし、自主的な美化活動を行う制度。

アドプトプログラム

市民に協力を呼びかけ、市民グループや企業から賛同を得て清掃活動を行う。

（徳島県）OURロードアドプト事業：徳島県内の県道を清掃する事業。

いおう酸化物（SO_x）

石油や石炭などのいおう分を含んだ燃料の燃焼により発生する二酸化いおう（SO₂）、三酸化いおう（SO₃）、硫酸ミストなどのいおう酸化物の総称。大気汚染の主役と考えられているものの大部分を占めている二酸化いおうは、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られる。

一酸化炭素（CO）

主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したもの。主な発生源は自動車排出ガスであり、炭素を含む燃料が不完全燃焼することによって発生する。血液中のヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。また、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

一般環境大気測定局

大気汚染防止法第22条に基づき、一般環境の大気の汚染状況を常時監視している測定局のこと。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

エコアクション21

広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を環境客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

エコドライブ（エコ運転）

自動車等から排出される二酸化炭素の量を極力少なく抑え、環境に配慮した自動車の使い方を実践且つ継続すること。

エコファーマー

たい肥等の施用による土づくりと化学肥料・化学農薬を削減できる技術の導入を行うことを知事が認定した農業者の愛称。

エコマーク

様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。公益財団法人日本環境協会が実施している。

エシカル消費

人や社会、環境、地域に配慮した製品やサービスを選んで消費すること。倫理的消費ともいう。

NPO

「Non Profit Organization」の略語で、営利を目的とせず継続的、自発的に公益的な市民活動を行う民間団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づく法人格を取得した「特定非営利活動法人」を「NPO 法人」という。

NPO法人

市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。

オーバーユース

自然環境分野で用いる際には、国立公園等の自然地域への過剰利用として用いられる。利用者が集中することにより、踏みつけによる高山植物への影響や土壌侵食、し尿処理やゴミ投棄などの問題がある。

オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり、濃度が高くなると目やのどに刺激を感じたり、頭痛がしたりする。

オゾン層

地上から 10～50km の高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。オゾンは酸素原子3個からなる化学作用の強い気体で、生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護しています。また成層圏オゾンは、成層圏の大気を暖める役割があり、地球の気候の形成に大きく関わっています。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少しているオゾンホールが観測され、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体（温室効果ガス）には、二酸化炭素（炭酸ガス）、フロン、メタンなどがある。

力行

カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand）

水中の有機物質などが過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁している。湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられる。

化石燃料

化石燃料とは、動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、石炭、石油、天然ガスなどがある。

家電リサイクル法

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電 4 品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽のこと。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

環境家計簿

日常の生活で消費するエネルギーや缶、ペットボトルを二酸化炭素の量に置き換えて計算する環境負荷の管理表である。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めるもの。

環境基本法

環境基本法第 16 条の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めるもの。

環境教育・環境学習

自然と人間活動の関わりについて理解と認識を深め、責任のある行動がとれるよう国民の学習を推進すること。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

環境ホルモン

生体内にとりこまれると、ホルモンに似た働きをする化学物質の総称のことで、例としてダイオキシン等が挙げられます。特に、生殖機能への影響が問題になっている。正式には「内分泌攪乱化学物質」という。

環境マネジメントシステム（環境管理システム）

組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し（Plan）、それを実施・運用し（Do）、点検・是正を行い（Check）、見直す（Action）という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施できる仕組みをいう。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

地球温暖化問題に対する公式の政府間の検討の場として、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により 1988 年 11 月に設置された。地球温暖化に対する科学的知見の充実、環境や社会経済に与える影響評価、対策の方向などの検討を行っている。

協働

市民と市がパートナーシップに基づき、同一の公共的な目的のために役割を分担し、共に協力して活動することをいう。

近隣騒音

飲食店等の営業騒音、拡声器使用の商業騒音、家庭の電化製品や楽器、ペットの鳴き声などが原因の生活騒音を総称している。特に生活騒音については、工場騒音等と異なり規制が難しいことから、解決策として各人の生活マナー向上や近隣への気遣いが不可欠である。

グリーンイノベーション

環境・エネルギー技術の研究開発・新技術の創出を行い、その成果の利用・普及を推進することにより、産業・社会活動の効率化、新産業の創出や経済の活性化を図ること。

グリーン購入・グリーン商品

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準と

して設定された項目をいう。これには、シアンをはじめ蓄積性の ある重金属類のカドミウム、鉛、クロム(6価)、ヒ素、水銀、アルキル水銀と化学技術の進歩で人工的に作り出されたPCBのほかトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物など 26 項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成されるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、アルデヒド類などの酸化性物質の総称である。これらの物質が多く滞留し、白くもやがかかった状態が光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日中に発生しやすくなる。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物にも影響を与えることがある。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に解放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

広報・広聴

広報は、市の取組を市民の皆さんに広く知っていただくための情報提供活動のこと。広聴とは、市政に対する要望、苦情、意見等を広く聴き、市政に反映させていくための取り組み。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。

コンパクトシティ

都市の中心部に行政、商業、住宅などさまざまな都市機能を集中させた形態、またはその計画。

サ行

災害廃棄物

自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、太陽熱、水力（中小及び大規模）、風力、地熱、雪氷熱、温度差、バイオマス及び波力・海洋温度差熱等をエネルギー源として利用すること。温室効

果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重要視されている。

里山

人里と奥山との中間に位置し、人との関わりを通じて環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林、農地、ため池、草原等で構成されており、さまざまな生物のすみかになっている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリなど廃棄物処理法で定められた 20 種類の廃棄物をいう。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた処理業者又は地方公共団体等に処理を委託しなければならない。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じるいおう酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物のことであり、通常 pH が 5.6 以下のもの。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。

COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物質等が過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のこと、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。海域や湖沼の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。有機物が多いほど COD が高い。

J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営等の取組による、CO₂ 等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。本制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセット等、さまざまな用途に活用できる。なお、国の制度に準拠していると認められた場合に承認される「地域版 J-クレジット制度」として「徳島県版 J-クレジット制度」がある。

自然公園

すぐれた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいう。国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の 3 種類がある。

小水力（発電）

厳密な定義はないが、出力 10,000kW～30,000kW 以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多く、また「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象のように出力 1,000kW 以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともある。

食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。

循環型社会

日々の活動において再利用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑制することや、環境に排出される廃棄物の量を最小限とし、その質を環境に影響のないものへ移行と変換していくシステムを持つ経済社会のことをいう。

新エネルギー

再生可能エネルギーに含まれるもので「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」で「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義され、太陽光発電や風力発電、バイオマス等、10種類が指定されている。新エネルギーの多くは純国産エネルギーで、資源の乏しい日本にとって、その技術開発の推進には大きな価値がある。

3R（サンアール、スリーアール）

廃棄物等の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3つの取り組みを指し、それぞれの頭文字を取ったもの。

生物多様性

地球上の生物が、約40億年におよぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命系を形づくっているような多様な生物の世界のこと。また、地球上に存在するすべての生物の間に違いがあること（変異性）を意味し、遺伝子、種及び生態系の3つの観点から捉えられる。

循環型社会

地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会を、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

新エネルギー

「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。新エネルギーには、太陽光発電・太陽熱利用・風力発電・バイオマス燃料製造等の自然エネルギーや、ハイブリッド自動車・電

気自動車等のクリーンエネルギー自動車などがある。

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛の10項目あり、基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に適用した類型によって項目ごとに定められている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。有機物が多いほどBODが高く、有機物が分解される時に酸素が消費されて水中の酸素が欠乏し、水生生物の生息環境が悪化しやすい。

ゼロ・エミッション

廃棄物の再利用などを通して、廃棄物を限りなくゼロにしようとする取り組み。

騒音規制法

この法律では、都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内にあって著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための措置を講ずることになる。一方、指定地域内で著しい騒音を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出する等の措置が定められている。また、自動車騒音については、環境大臣が自動車騒音の大きさの許容限度を定めることになっている。さらに、市町村長は、道路沿道において自動車騒音が一定の限度（「要請限度」という）を超えて周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときには、都道府県公安委員会に対して交通規制を行うよう要請することができ、また道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を表明することができることになっている。

タ行

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾジオキシンの通称であり、ダイオキシン類対策特別措置法では、これにポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを加えてダイオキシン類としている。ダイオキシン類は、廃棄物焼却等の過程で生成される有機塩素系化合物であり、その毒性は、発がん性、生殖毒性、催奇形性など多岐にわたる。また、ダイオキシン類は、分解されにくいいため、環境中に広く存在するといわれているが、量は非常にわずかである。昭和40年（1965）ごろから除草剤として使われたが、同46年使用禁止となった。

ダイオキシン類

ダイオキシン類は、工業的に製造される物ではなく、ものの燃焼などの過程で自然に生成し、そのため広く環境中に存在している。自然界においても、森林火災や火山活動などでも生じるといわれるが、極微量で通常の日常生活の中では健康に影響を生じるレベルではないとされている。現在の主な発生源は、ごみの焼却による燃焼でその他、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車の排出ガスなど様々な発生源がある。

大腸菌群数

乳糖を分解し、酸とガスを形成する好気性又は嫌気性の菌をいう。大腸菌が水中に存在するということは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものである。

脱炭素社会

化石燃料の消費等に伴い発生する温室効果ガスの排出を可能な限り削減し、その排出量と自然界の温室効果ガスの吸収量との均衡を図ることにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるとともに、豊かな生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会をいう。

地球温暖化

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの温室効果気体の増加によって地球の気温が上昇すること。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書によると、今世紀末の世界平均気温の将来予測は、工業化前と比べて最大5.7℃もの上昇や、最大1.01mの平均海面水位の上昇も懸念されている。

地球温暖化対策

温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化や、国際的に協力して、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定義される「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効

果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象（地球温暖化）」の防止を図るための施策や取組のことをいう。

地産地消

地域で生産された食べ物（農林水産物）を、地域内または出来る限り近い地域で消費すること。食べ物以外の生産物についていう場合も多い。

低公害車

大気汚染物質の排出が少ない、またはまったく排出しない自動車のこと。種類としては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び水素を燃料とする燃料電池自動車がある。

低炭素都市

地球環境の保全や地球温暖化防止のため、ハード・ソフト面から温室効果ガスの排出抑制策を行う都市のこと。

TEQ

Toxic Equivalent の略。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なる。異性体の中でも最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により換算した量。各異性体ごとに濃度と TEF の積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度の TEQ 換算値という。

T-N（ティーエヌ 総窒素）

窒素を含む化合物の総称。無機態窒素と有機態窒素の二つに大別される。農作物の栄養塩として、肥料としてまかれるとともに、水域の富栄養化の原因ともなる。

T-P（ティーピー 総リン）

リンを含む化合物の総称。無機態リンの二つの形態に大別することができる。天然には燐灰石などのような燐酸塩として産出する。複雑な有機化合物として生物体の重要な部分を構成する。農作物の栄養塩として、肥料としてまかれるとともに、水域の富栄養化の原因ともなる。

特定外来生物

海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼育、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。生態系等への被害が認められる生物。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

外来生物（移入種）による生態系等への影響を防止するための法律。一般に、外来生物法と略称される。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼育、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。生態系等への被害が認められる生物は、特定外来生物として指定され、飼育、栽培、譲渡、運搬、輸入、さらに野外への放出などが規制される。これに違反すると 3 年以下の懲役、または 300 万円以下の罰金（法人の場合には 1 億円以下の罰金）が課せられる。

都市公園

都市公園法に定められた公園または公園緑地のことであり、国または地方公共団体が設置するもので都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。都市公園には、身近な街区公園をはじめ、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域作りに資する交流空間など多様な機能を提供している。

土壌汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積し、その結果、直接人の健康を損ない又は人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されることを土壌の汚染という。土壌汚染の原因となる物質は、カドミウム等の重金属やテトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物、ダイオキシン類などであり、28 項目について環境基準が定められている。

土壌汚染対策法

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。同法第 3 条又は第 4 条に基づく土壌汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は都道府県知事等により指定区域に指定・公示されるとともに、指定区域台帳に記帳して公衆に閲覧される。また、当該指定区域の土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、汚染原因者、汚染原因者が不明等の場合は土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置が命令される。さらに、当該指定区域においては土地の形質の変更が制限される。

ナ行

二酸化硫黄（SO₂）

不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程

からも排出する。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961 年頃より発生した四日市ぜんそくがあげられる。

二酸化窒素（NO₂）

一酸化窒素（NO）と酸素の作用、又は硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する赤褐色の刺激性の気体。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

二次的自然

二次林、二次草原、農耕地等、人と自然の長期にわたるかかわりの中で形成されてきた自然のこと。原生自然に人為等が加わって生じた二次的な自然のことをいう。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させること。

ネットワーク

個々の人のつながり。特に、情報の交換を行うグループ。

農業集落排水施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等処理する施設。農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るもの。

農林業センサス

農林業に関する全般的な全数調査。5年に一度調査が行われる。

八行

パーク・アンド・ライド

交通渋滞を緩和するために、自動車都市の郊外の駐車場に停めて、鉄道やバス等の公共交通機関に乗り換えて都市の中心に入る手法。

バイオプラスチック

植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を

除いたもの」である。バイオマスを使用した燃料の燃焼により放出される二酸化炭素は、生物の光合成によって大気中から吸収された二酸化炭素と同量である（「カーボンニュートラル」と呼ばれる）ことから、二酸化炭素を増加させないという特性がある。

バイオマスエネルギー

生物群をエネルギー源として利用する方法。メタン抽出など。また、そのエネルギー。

パブリックコメント

行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度。

パリ協定

2015 年 12 月にフランス・パリで開催された COP21 において採択された 2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな協定。歴史上初めて、先進国・開発途上国の区別なく気候変動対策に取り組むことを義務づけた合意であり、公平かつ実効的な気候変動対策が期待されている。

BOD（生物化学的酸素要求量）

溶存酸素の存在下で、水中の有機物質等が生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のこと。数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。これは、BOD が自然界での酸素要求量が多い有機物質量の指標となる点で汚濁の状況を明確に表していると考えられることによる。

PRTR（ピーアールティール）

化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。1999（平成 11）年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化された。

ビオトープ（biotope）

さまざまな生物（生物群集）の生息・生育空間。生育のために最低限の面積を持ち、周辺空間から明確に区分できるようなまとまりを持った空間。

浮遊物質（SS）

水中を浮遊する物質の量。1 リットルの水をろ過して残る物質の量で水の濁りの程度を表す。

浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうち粒径が $10\mu\text{m}$ （10 マイクロメートル＝10 万分の 1m）以下の粒子をいう。 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は気道、肺胞への沈着率が高くなる。

プラスチック資源循環促進法

法律の趣旨は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取り組みの促進。正式名称は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」。

フロンガス

炭化水素の水素原子のいくつかが、塩素原子やフッ素原子で置き換ったものの総称。熱に強く冷媒、溶剤としてすぐれた性能をもっており、クーラーや冷蔵庫等のほか、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、成層圏のオゾン層を破壊し、その結果地表の紫外線を増加させ、人間や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとして一部を除いて生産が中止された。

粉じん

物の破碎や選別などの機械的処理により発生、又は飛散する物質。一般粉じんと特定粉じんがあるが、特定粉じんとしてはアスベストのみが指定されている。

文化財

文化活動の結果として生み出されたもので文化的価値を持つもの。文化財保護法では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群の5分野が文化財として定義されている。

有形文化財：建造物・絵画・彫刻・古文書・考古資料などの歴史上、芸術上、学術上価値の高い有形の文化財。

無形文化財：歌舞伎・能楽・文楽等の芸能、陶芸・染色等の工芸技術などの歴史上、芸術上価値の高い無形の文化財。民俗文化財：風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋など国民生活の推移の理解に不可欠なもの。

記念物：貝塚・古墳・城跡等の遺跡、庭園・峡谷・海浜等の名勝地及び動物・植物・地質・鉱物等のうち、歴史上、学術上、芸術上又は鑑賞上価値の高いものの総称。

伝統的建造物群：宿場町・城下町・農漁村等周囲の環境と一体となって歴史的趣きを形成している集落や町並みで価値の高いもの。

pH（ペーハー）

水素イオン濃度指数。溶液中の水素イオン濃度〔H〕を示す尺度で、 $pH = -\log [H]$ と定義されている。

ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

マ行

マイバッグキャンペーン、マイボトルキャンペーン

買い物の際に自分のバッグを持参してレジ袋を断ったり、外出先で自分の水筒などの飲料容器を持参して使用する取組を進める運動。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しながら、処理の流れを確認するしくみ。それぞれの処理後に、排出事業者が各業者から処理終了を記載したマニフェストを受取ることで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することができる。これによって、不適正な処理による環境汚染や社会問題となっている不法投棄を未然に防ぐことができる。

ヤ行

野生動物

原野など人の手の入らない領域に生息している、人間に飼われていない、人間社会の存在に依存していない動物全般。

有害化学物質

環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称である。具体的には、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

有機塩素系化合物

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等の塩素系の化合物をいう。一部には発がん性もある。洗剤、溶剤等としてすぐれた特性を持つ反面、環境に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質であり、人の健康の保護に関する環境基準項目である。

溶存酸素（DO）

水の自浄作用（有機物を酸化し、安定な形とすること等）や水生生物の生存に必要とされる酸素が水中に溶けている量。一般に数値が小さいほど水質汚濁が著しいことを示している。

吉野川市都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定されるもので、吉野川市が総合計画等の上位計画に即し、住民の意

見を反映しながら地域の特性に配慮し、長期的、総合的な視点から都市の将来イメージとそこに至る道筋を描いた吉野川市の都市計画に関する基本的な方針。

ラ 行

リサイクル

資源の有効利用および環境汚染防止のために、廃物を原料として再生し利用すること。まだ使える不用品を他の人に提供して、活用をはかること。

リターナブルびん

一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど繰り返し使用されるガラスびんのこと。小売店を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカーで洗浄され、中味を詰めて再び商品として販売される。

類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては水域の利用目的、現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な水域や地域を当てはめ、指定することをいう。

レッドリスト

野生生物保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境省ではレッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表するとともに、これを基にしたレッドデータブック（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの）を刊行している。また、本県においても地域の現状を把握した徳島県版レッドリストを公表している。

第2次吉野川市環境基本計画 令和8年3月

発行：吉野川市市民部環境局 環境企画課

電話:0883 - 22 - 2230 FAX:0883 - 22 - 2247

E-mail : kankyou@yoshinogawa.i-tokushima.jp